

伊方町地域防災計画

地震災害対策編

令和7年4月

伊方町防災会議

目次

第1章 総 論.....	1
第1節 計画の主旨	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第3節 地震発生 の条件	5
第4節 地震想定	9
第5節 地震防災緊急事業五箇年計画	16
第2章 災害予防対策.....	17
第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方	17
第2節 防災思想・知識の普及	18
第3節 自主防災組織の防災対策	22
第4節 事業者の防災対策	24
第5節 ボランティアの防災対策	25
第6節 地震防災訓練の実施	26
第7節 業務継続に関する計画	27
第8節 地震災害予防対策	28
第9節 水害予防対策	33
第10節 地盤災害予防対策	34
第11節 孤立地区対策	36
第12節 避難対策	36
第13節 緊急物資確保対策	36
第14節 医療救護対策	36
第15節 防疫・保健衛生活動体制の整備	36
第16節 廃棄物等の処理	37
第17節 要配慮者の支援対策	37
第18節 広域応援体制の整備	37
第19節 防災情報通信システムの整備	38
第20節 ライフラインの耐震対策	40
第21節 公共土木施設等の耐震対策等	44
第22節 危険物施設等の耐震対策	49
第23節 災害復旧・復興への備え	50
第3章 災害応急対策.....	51
第1節 活動体制	51
第2節 通信連絡	65
第3節 情報活動	66
第4節 広報活動	76
第5節 災害救助法の適用	76
第6節 避難活動	77
第7節 緊急輸送活動	84

第 8 節	交通応急対策	85
第 9 節	孤立地区に対する支援活動	85
第10節	消防活動	86
第11節	水防活動	87
第12節	人命救助活動	88
第13節	死体の捜索・措置・埋葬	88
第14節	食料及び生活必需品等の確保・供給	88
第15節	飲料水の確保・供給	88
第16節	医療救護活動	89
第17節	防疫・保健衛生活動	89
第18節	廃棄物等の処理	90
第19節	障害物等の除去	91
第20節	動物の管理	91
第21節	応急住宅対策	91
第22節	応急教育活動	92
第23節	要配慮者に対する支援活動	92
第24節	ボランティア等への支援	92
第25節	応援協力活動	92
第26節	消防防災ヘリコプターの要請	92
第27節	自衛隊への災害派遣の要請	92
第28節	ライフラインの確保	93
第29節	公共土木施設等の確保	98
第30節	海上災害応急活動	100
第31節	危険物施設等の安全確保	101
第32節	社会秩序維持活動	102
第 4 章	災害復旧・復興対策.....	103
第 1 節	災害復旧対策	103
第 2 節	復興計画	103
第 3 節	被災者等に対する支援	103
第 5 章	南海トラフ地震防災対策推進計画.....	104
第 1 節	総則	104
第 2 節	関係者との連携協力の確保	105
第 3 節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	106
第 4 節	南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等	111
第 5 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	118
第 6 節	防災訓練計画	119
第 7 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	120

第1章 総論

第1節 計画の主旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、伊方町の地域に係る地震防災対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

特に、この計画の中で、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震の発生に伴い、津波からの防護や円滑な避難の確保に関する事項及び地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等（以下「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。）を定めることで、地震防災対策の一層の推進を図る。

町においては、地震災害による人的被害等の軽減を図るため、減災目標を設定するとともに、その実現のための町民運動を展開するものとする。

2 計画の性格

この計画は、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、地震防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

3 計画の構成

地震災害対策編の構成は、次の5章による。なお、各節に定める実施内容等が風水害等対策編と重複する部分については準用する等、記述の簡略化を図った。

(1) 第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、地震被害想定及び地震防災緊急事業五箇年計画等の計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2章 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の耐震性確保、住民生活の確保方策などの予防対策を示す。

(3) 第3章 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4章 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧・復興対策を示す。

(5) 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を示す。

す。

なお、伊方町地域防災計画は、この「地震災害対策編」によるもののほか、風水害、津波災害、原子力災害に対応するため、「風水害等対策編」、「津波災害対策編」、「原子力災害対策編」をそれぞれ定めるものとする。

4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずるとともに、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて、絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、町民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、町がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、町民、自主防災組織、事業者、防災関係機関、町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら、協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、町民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）（以下「防災条例」という。）及びこの計画に基づき、個人や家庭、地域、事業所、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策については、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本町が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項、防災関係者の連携協力の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その具体的な整備目標及びその達成の期間を定め、計画的な整備を図る。

5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害時等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき作成された国土

強靱化地域計画である「伊方町地域強靱化計画」は、伊方町地域強靱化計画以外の町計画の指針となるべきものとして定められている。

このため、町は、伊方町地域強靱化計画の基本目標である、

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 本町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- (4) 本町の迅速な復旧・復興が図られること。

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

風水害等対策編第1章第2節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用するとともに、地震災害対策として、次の事項についても行うものとする。

1 伊方町

- (1) 町地域防災計画（地震災害対策編）の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 人的被災等の軽減に向けた減災目標の設定
- (4) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震災害対策の促進
- (5) 地震防災のための施設等の整備
- (6) 地震及び津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (7) その他、地震災害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 県

- (1) 県地域防災計画（地震災害対策編）の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (4) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震災害対策の促進
- (5) 地震防災のための装備・施設等の整備
- (6) 地震及び津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (7) 町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の地震災害応急対策の連絡調整
- (8) その他、地震災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第3節 地震発生 の 条件

1 地形・地質の特性

愛媛県の地質は、阿波池田から四国中央市、西条市、松山南方の砥部を経て伊予灘・豊予海峡を横切って大分に至る「中央構造線」によって二分され、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

内帯には、領家帯と呼ばれる領家変成岩類・領家花崗岩類・広島花崗岩類が北部に、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岩からなる地層が南部に分布している。

外帯には、北から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が帯状構造で分布する。

伊方町は、外帯の内の三波川帯及び御荷鉾緑色岩類の分布する地域からなり、三波川結晶片岩類が広く分布する地域で、大中起伏山地からなっている。地質区分からみると、愛媛県中央部地域に属する。

このように、本町は、起伏に富んだ山丘と急傾斜地帯で形成されており、わずかな平坦地に住宅が密集している。その平坦地は、地すべりによって形成されたもので、地震発生時には崩壊、地すべり等の土砂災害が懸念される。

2 中央構造線断層帯

愛媛県地域防災計画地震災害対策編では、愛媛県に係わる中央構造線断層帯について、次のとおり整理している。

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て湯布院に達する長大な断層帯である。

ここでは、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平成7－12年度）、和歌山県（平成10年度）、徳島県（平成9－11年度）、愛媛県（平成8－11年度）及び地域地盤環境研究所（平成19年度）、文部科学省研究開発局・京都大学防災研究所（平成23-25年度）、文部科学省研究開発局・京都大学大学院理学研究科（平成26-28年度）等によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価した。

(1) 断層帯の位置及び形態

愛媛県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延び、別府湾を経て大分県由布市に至る全長約444kmの長大な断層である。

(2) 断層帯の過去の活動

四国東端の徳島県鳴門市付近の三野断層から愛媛県新居浜市付近の石鎚断層に至る区間（讃岐山脈南縁西部区間）の最新活動は、16世紀以後、17世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2－7m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1千－1千5百年であった可能性がある。

愛媛県新居浜市付近の岡村断層による区間（石鎚山脈北縁区間）の最新活動は、15世紀以後であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は6－8m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1千5百－1千8百年であった可能性がある。

愛媛県西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間（石鎚山脈北縁西部区間）

の最新活動は、15世紀以後、18世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2－5m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約7百－1千3百年であった可能性がある。

愛媛県松山市付近の伊予断層から伊予灘に至る区間（伊予灘区間）の最新活動は17世紀以後、19世紀以前と推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約2千9百－3千3百年であった可能性がある。

(3) 断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら4つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

＜セグメント区分と想定地震規模＞

セグメント名	讃岐山脈南縁西部	石鎚山脈北縁（岡村断層）	石鎚山脈北縁西部	伊予灘
区間	美馬市付近の三野断層から新居浜市付近の石鎚断層に至る区間	新居浜市付近の岡村断層による区間	西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間	松山市付近の伊予断層から伊予灘に至る区間
長さ	約82km	約29km	約41km	約88km
断層面	高角度（地表付近）北傾斜25°（深さ0.6km以浅）	高角度（地表付近）	高角度（地表付近）	高角度（深さ2km以浅）
最新活動時期	16世紀以後、17世紀以前	15世紀以後	15世紀以後、18世紀以前	17世紀以後、19世紀以前
再来間隔	約1,000－1,500年	約1,500－1,800年	約700－1,300年	約2,900－3,300年
マグニチュード（将来の活動）	8.0程度 もしくはそれ以上	7.3程度	7.5程度	8.0程度 もしくはそれ以上
ずれの量（将来の活動）	8m程度 もしくはそれ以上	3m程度	4m程度	8m程度 もしくはそれ以上
地震後経過率（T/R）	0.2－0.5	0.4以下	0.2－0.9	0.04－0.1
発生確率（30年以内）	ほぼ0－0.4%	0.01%以下	ほぼ0－11%	ほぼ0%

※資料 愛媛県内の主な活断層（愛媛県地域防災計画地震災害対策編）

3 南海トラフ

愛媛県地域防災計画地震災害対策編では、愛媛県に係わる南海トラフについて、次のとおり整理している。

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地

震が繰り返し発生していることが知られている。

(1) 南海トラフで発生する地震

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約700kmの細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」という。）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分岐断層」という。）がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

また、震源域全体がすべることで発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの地震」である。この「最大クラスの地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

(2) 過去の地震について

歴史記録によると、南海トラフで発生した大地震は、白鳳（天武）地震（684年）から現在までの約1,400年間に、M8クラスの大地震が少なくとも9回あった可能性が高い。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると思える。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854年）の間は147年であるのに対し、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南海地震とその後発生した昭和東南海（1944年）・南海地震（1946年）の間隔は約90年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量をもとに次の地震までの発生間隔を求めると、88.2年となる。現時点（2025年1月1日）では昭和東南海・南海地震の発生から既に約70年以上が経過しており、次の大地震発生の切迫性が高まっていると言える。

(3) 南海トラフで発生する地震の多様性について

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震（1944年）と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震（1854年）では、震源域が異なる。また、宝永地震（1707年）の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震（1946年）や安政南海地震（1854年）の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。慶長地震（1605年）は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震（1896年）のような津波地震であった可能性が高いとされる。また、南海トラフでは、分岐断層が確認されており、過去にはプレート境

界だけではなく、分岐断層がすべることによる地震も起きていたと指摘されている。

さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約5,000年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳（天武）地震（684年）より前にも、南海トラフで大地震が繰り返し起きていたことが分かった。また、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震（1707年）クラスの大地震は、300～600年間隔で発生していることが明らかとなった。しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いため、異なる地点の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりを正確に把握することは困難である。なお、高知県の蟹ヶ池では、約2,000年前の津波堆積物とその年代の前後の津波堆積物に比べて厚く、既往最大と言われている宝永地震（1707年）より大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまで仮定されたような、「地震はほぼ同じ領域で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

(4) 次の地震について

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれ高まり、今後30年以内の地震発生確率は80%程度となる。

なお、最大クラスの巨大地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、その発生頻度は、100～200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。

4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ40～60km）が破壊する（ずれる）ことによってM6.7～M7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7～M7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年「平成13年（2001年）の芸予地震」である。

第4節 地震想定

平成24年度より、県では大規模地震による被害想定調査を行い、平成25年6月には「愛媛県地震被害想定調査報告書」をまとめ、公表した。

本節は、県の報告書から本町の地震被害に関連する事項を抜粋し、まとめたものである。

1 前提となる地震の想定

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波の想定を、平成24年8月29日に発表した。

平成25年6月には、愛媛県が、国の被害想定で使用された1次地下構造のモデルや四国地盤情報データベース、県内各所のボーリングデータ等を活用し、地震動（震度）は125mメッシュ、津波は10mメッシュで想定を行い、「愛媛県地震被害想定調査結果（一次報告）」を公表した。地震の想定を行うにあたり、浅部地盤（第四紀層）における地震動増幅計算は、内閣府では簡便な方法を用いていたが、愛媛県では詳細地盤モデルを設定した上で、個別の地盤モデルごとに増幅計算を行っている。

さらに、平成25年12月には一次報告書を基に人的・物的・経済等の被害を推計し、「愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）」を公表した。

2 想定地震

今回県が行った想定地震は、以下のとおり。

海溝型地震	①南海トラフ巨大地震 ②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震
内陸型地震	③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震 ④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震 ⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）の地震

3 震度の想定

伊方町における、各想定地震の最大震度は以下のとおり。

想定地震		想定震度（最大）
①南海トラフ巨大地震		7
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	6弱
	②'南側	6強
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震		4
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震		4
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）の地震		7

震度7が想定される①と⑤、震度6強が想定される②'では、最大震度は足成地区1地点のみの想定となっている。

その他の震度をみると、①のうち最も揺れが大きい経験的手法のケースでは、震度6強が伊方港奥の低地、九丁漁港奥の低地で想定されている。また、町の中部以東では震度6弱、中部以西では

震度5強以上が想定される。

②'のケースでは、震度6弱が伊方港奥の低地、九丁漁港奥の低地、三崎港南部の低地で想定される。

⑤のケースでは、震度6強が瀬戸内海、宇和海沿岸の低地で想定される。

4 液状化危険度の想定

液状化の危険度について「液状化危険度は極めて高い」「液状化危険度はかなり高い」「液状化危険度は高い」「液状化危険度は低い」「液状化危険度はかなり低い」の5段階に区分している。

伊方町では、①と②'、⑤の3つのケースにおいて、町の面積の0.1%以下、0.1%程度の規模であるが、最も危険度の高い「液状化危険度は極めて高い」地域があると想定される。いずれも、九丁漁港奥の低地とされる。

その一方、③、④のケースでは、町内の98%以上が「液状化危険度はかなり低い」と想定される。

5 土砂災害危険度の想定

土砂災害のうち、急傾斜地危険箇所、山腹崩壊危険地区、地すべり危険箇所、地すべり危険地区、地すべり危険地の各指定について、A～Cの3段階に区分した。最も危険度の高い危険度Aの箇所数は、以下のとおり。

想定地震		急傾斜地 危険箇所 (砂防課 所管)	山腹崩壊 危険地区 (森林整備 課所管)	地すべり 危険箇所 (砂防課 所管)	地すべり 危険地区 (森林整備 課所管)	地すべり 危険地 (農地整備 課所管)
指定箇所総数		206	69	64	3	65
①南海トラフ巨大地震		162	33	60	0	43
安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震	②北側	2	0	0	0	0
	②'南側	34	9	31	0	9
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東 部（中央構造線断層帯）の地震		0	0	0	0	0
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層 帯）の地震		0	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中 央構造線断層帯）の地震		120	17	49	0	25

6 建物被害の想定

町内の建物12,454棟（うち、木造8,488棟）について、建物の構造や土砂災害警戒区域等、消防力を勘案し、揺れや液状化、土砂災害等の各要因において想定を行った。

揺れ、液状化、土砂災害（地すべり危険地を除く）、火災の各要因において、⑤のケースで最も大きな被害が想定される。また、地すべり危険地では、①のケースで最も大きな被害が想定される。

その一方で、③と④のケースでは、液状化による被害のみで、揺れ、土砂災害、火災の被害は想定されていない。

(1) 揺れ、液状化による被害

想定地震			揺れ	液状化
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	全壊		99	96
	半壊		604	77
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側 (南から破壊)	全壊	1	23
		半壊	23	39
	②'南側 (北から破壊)	全壊	7	54
		半壊	137	91
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部 (中央構造線断層帯)の地震 (西から破壊)	全壊		0	7
	半壊		0	11
④石鎚山脈北縁(中央構造線断層帯)の地震 (東から破壊、西から破壊)	全壊		0	6
	半壊		0	11
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘(中央構造線断層帯)の地震 (西から破壊)	全壊		316	94
	半壊		1,144	163

(2) 土砂災害による被害

想定地震			急傾斜地 崩壊 危険箇所	山腹崩壊 危険地区	地すべり 危険箇所	地すべり 危険地区	地すべり 危険地
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	全壊		9	4	35	0	8
	半壊		21	8	81	0	19
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側 (南から破壊)	全壊	2	0	10	0	2
		半壊	4	1	23	0	5
	②'南側 (北から破壊)	全壊	6	3	26	0	5
		半壊	14	6	60	0	13
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部 (中央構造線断層帯)の地震	全壊		0	0	0	0	0
	半壊		0	0	0	0	0
④石鎚山脈北縁(中央構造線断層帯)の地震	全壊		0	0	0	0	0
	半壊		0	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘(中央構造線断層帯)の地震 (西から破壊)	全壊		9	3	36	0	7
	半壊		21	8	84	0	16

(3) 火災による被害

想定地震		全出火件数 (件)	残出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)	焼失面積 (ha)
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース 冬18時強風時)		1	0	2	0.00
安芸灘～伊予灘 ～豊後水道のプレ ート内地震	②北側	0	0	0	0.00
	②'南側 (北から破壊 南から破壊 冬18時強風時)	0	0	1	0.00
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中 央構造線断層帯）の地震		0	0	0	0.00
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の 地震		0	0	0	0.00
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造 線断層帯）の地震 (西から破壊 冬18時強風時)		2	0	5	0.00

7 屋外転倒、落下物の想定

地震による屋外転倒の対象は、ブロック塀と自動販売機、屋外落下物は飛散物（窓ガラス、壁面等）と非飛散物（吊り看板等）として、想定を行った。

屋外設置物、屋外落下物共に、⑤のケースで最も大きな被害が想定される。

その一方で、③と④のケースでは、被害は想定されていない。

想定地震		屋外設置物の転倒（件）				屋外落下物（棟）	
		ブロック 塀	石塀	コンク リート塀	自動 販売機	飛散物	非飛散物
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース 冬18時強風時)		93	58	20	2	30	30
安芸灘～伊 予灘～豊後 水道のプレ ート内地震	②北側 (南から破壊)	5	4	1	0	0	0
	②'南側 (北から破壊)	27	20	6	0	2	2
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東 部（中央構造線断層帯）の地震		0	0	0	0	0	0
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層 帯）の地震		0	0	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中 央構造線断層帯）の地震 (西から破壊)		107	65	23	1	128	128

8 死者数の想定

地震時の死者数は、人の活動に内容によって差が出る。今回の調査では、季節、時間、風速の条件を変えて想定を行っている。ここでは、最も被害が大きい「冬深夜強風時」と「冬18時強風時」の想定を示す。

①のケースでは、「冬深夜強風時」には建物倒壊と土砂災害で合計10人、「冬18時強風時」には合計8人の死者が想定される。

⑤のケースでは、死者数が最も多く想定されているが、「冬深夜強風時」には多くの住民が就寝中であることから、建物倒壊、土砂災害に加え、屋内収容物移動・転倒等による死者1人が想定されている。

(1) 冬深夜強風時

想定地震		建物倒壊	土砂災害	火災	屋外設置物の転倒	屋外落下物	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物
①南海トラフ巨大地震（陸側ケース）		6	4	0	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側（南から破壊）	0	1	0	0	0	0
	②'南側（北から破壊）	0	3	0	0	0	0
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震		0	2	0	0	0	0
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震		0	0	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震（西から破壊）		18	4	0	0	0	1

(2) 冬18時強風時

想定地震		建物倒壊	土砂災害	火災	屋外設置物の転倒	屋外落下物	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物
①南海トラフ巨大地震（陸側ケース）		4	4	0	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側（南から破壊）	0	1	0	0	0	0
	②'南側（北から破壊）	0	3	0	0	0	0
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震		0	0	0	0	0	0
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震		0	0	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震（西から破壊）		15	4	0	0	0	0

9 負傷者数の想定

地震時の負傷者数は、人の活動に内容によって差が出る。今回の調査では、季節、時間、風速の条件を変えて想定を行っている。ここでは、最も被害が大きい「冬深夜強風時」と「冬18時強風時」の想定を示す。

①のケースでは、「冬深夜強風時」には建物倒壊と土砂災害、屋内収容物移動・転倒等で合計151人、「冬18時強風時」には合計123人の負傷者が想定される。

⑤のケースでは、負傷者数が最も多く想定されており、「冬深夜強風時」には302人、「冬18時強風時」には合計251人の負傷者が想定される。

(1) 冬深夜強風時

想定地震	建物倒壊	土砂災害	火災	屋外設置物の転倒	屋外落下物	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物
①南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	137	6	0	0	0	8
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震						
②北側（南から破壊）	5	1	0	0	0	1
②南側（北から破壊）	28	4	0	0	0	4
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震	0	3	0	0	0	0
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	0	0	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震（西から破壊）	282	6	0	0	0	14

(2) 冬18時強風時

想定地震	建物倒壊	土砂災害	火災	屋外設置物の転倒	屋外落下物	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物
①南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	112	4	0	0	0	7
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震						
②北側（南から破壊）	4	1	0	0	0	1
②南側（北から破壊）	23	3	0	0	0	3
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震	0	0	0	0	0	0
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	0	0	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震（西から破壊）	236	4	0	0	0	11

10 揺れによる要救助者数の想定

建物の倒壊等により、自力での脱出が困難な住民（要救助者）の各地震における最大の人数を想定した。

建物被害の最も大きい⑤のケースでは、「冬深夜強風時」に36人、「冬18時強風時」には30人の要救助者が想定される。

(1) 冬深夜強風時

想定地震	要救助者数
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	11
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側 (南から破壊) 0 ②'南側 (北から破壊) 1
③讃岐山脈南縁ー石鎚山脈北縁東部 (中央構造線断層帯) の地震	0
④石鎚山脈北縁 (中央構造線断層帯) の地震	0
⑤石鎚山脈北縁西部ー伊予灘 (中央構造線断層帯) の地震 (西から破壊)	36

(2) 冬18時強風時

想定地震	要救助者数
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	9
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側 (南から破壊) 0 ②'南側 (北から破壊) 1
③讃岐山脈南縁ー石鎚山脈北縁東部 (中央構造線断層帯) の地震	0
④石鎚山脈北縁 (中央構造線断層帯) の地震	0
⑤石鎚山脈北縁西部ー伊予灘 (中央構造線断層帯) の地震 (西から破壊)	30

11 まとめ

今回の県の被害想定調査結果によると、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震、石鎚山脈北縁西部ー伊予灘 (中央構造線断層帯) の地震において、大きな被害を受ける可能性が高い。

特に、建物の倒壊や地盤の液状化、土砂災害の被害が大きいものと想定されることから、老朽家屋の耐震化の促進や災害が想定される地域の防災対策等ハード面の整備とともに、住民の積極的な家屋の耐震化の推進や家庭内で倒壊・転落等の危険性の高い家具等の安全性の確保に向けた啓発等のソフト面の対策を推進し、防災活動の活性化を更に促進するものとする。

第5節 地震防災緊急事業五箇年計画

県においては、南海トラフ及び中央構造線活断層を震源とする地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」により地震防災緊急事業を実施する。事業実施年度は、令和3年度から令和7年度までの5年間である。

南海トラフ地震特別措置法において定める、地震防災上緊急に整備すべき施設等の具体的な整備目標及びその達成の期間については、地震防災緊急事業五箇年計画によるものとする。

なお、南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等のうち、地震防災対策特別措置法に定めがない施設（「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に規定する津波防護施設等）については、別途、個別計画において具体的な整備目標及び達成期間を設定し、計画的な整備を行う。

本町においても防災事業の実施について、今後、検討し計画に努めるものとする。

第2章 災害予防対策

地震による被害を最小限にとどめるためには、平常時の教育・訓練の実施、施設の耐震性確保及び住民の生活確保等に係る対策の実施が重要であるため、本編では、災害の予防活動及び対策について定める。

第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。

県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることにも留意する。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることが必要である。

第2節 防災思想・知識の普及

1 基本方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には、自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、町、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、町は、町民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。町は、各所属職員のほか、町民等に対し、地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

2 職員に対する教育

町職員としての確かつ円滑な地震防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家の知見の活用等を通じ教育を行う。

- (1) 地震に関する基礎知識、一般的な知識
- (2) 町地域防災計画（地震災害対策編）と地震防災対策に関する基礎知識
- (3) 緊急地震速報を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における地震防災対策
- (8) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (9) 地震対策の課題その他必要な事項

なお、上記(3)、(4)、(5)及び(6)については、毎年度、各課において、所属職員に対し、十分に周知する。また、各課は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

3 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長等に対し、2に準じて教職員等（臨時職員等を含む。）への教育を行うよう指導するとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が地震に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほ

か)等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項(防災組織・分担等)を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、地震に関する基礎知識を修得させるとともに、地震発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策(避難場所、避難経路、避難方法の確認等)の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の地震等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。

高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。

- (4) 学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを、教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震災害と防災に関する理解向上に努める。

4 住民に対する防災知識の普及

町は、地震発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び地域学術機関等と連携した防災講座の開催などにより、地震及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 地震に関する基礎知識
- (イ) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (ロ) 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (オ) 防災関係機関等が講ずる地震防災対策等に関する知識
- (カ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (キ) 山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (ク) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ケ) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- (コ) 応急手当等看護に関する知識
- (サ) 避難生活に関する知識
- (シ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識

- (ス) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (セ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (ソ) 防災士の活動等に関する知識
- (タ) 南海トラフ地震に伴う地震動及び津波に関する知識（地震被害想定調査等）
- (チ) 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性
- (ツ) 規模の大きな地震が連続発生する可能性
- (テ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

イ 啓発の方法

- (ア) 町防災行政無線、CATV等の利用
- (イ) 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- (ウ) 映画、資料映像等の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 広報車の巡回
- (カ) 防災訓練の実施
- (キ) インターネット（ホームページ）の活用
- (ク) 各種ハザードマップの利用

(2) 社会教育を通じた啓発

町及び町教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から、地域の地震防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 各種団体を通じた啓発

町は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて地震防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、緊急地震速報の活用や地震発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

(5) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

町は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの1週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

5 関係機関の活動

- (1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する地震防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

- (2) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

6 普及の際の留意点

(1) 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(4) 防災と福祉の連携等

町は、防災担当と福祉担当等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3節 自主防災組織の防災対策

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の防災対策」を準用するものとするが、特に、大規模地震に伴う災害を予防するため、次の対策を行うこととする。

1 住民の果たすべき役割

住民は、地震災害から自らを守る（自助）とともにお互いに助け合う（共助）という意識と行動の下に、平常時及び地震発生時において、おおむね次のような防災対策を実践する。

(1) 平常時の実施事項

- ア 地震防災に関する知識の習得に努める。
- イ 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- エ 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び家族等との連絡方法を確認する。
- オ 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- カ がけ崩れ等災害が発生するおそれのある地域の危険箇所の把握に努める。
- キ 建築物の所有者は、家屋の耐震診断を行うとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修等適切な措置を講ずる。
- ク 家具、ピアノ、冷蔵庫、窓ガラス等について、店頭、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講ずる。
- ケ 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火等火災予防措置を実施する。
- コ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、救急医療用品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、日用品や生活必需品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路確保の観点から家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をしておく。
- サ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- シ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ス 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- セ 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。
- ソ 消火器その他の必要な資機材を備える。
- タ ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行う。
- チ 避難行動要支援者は、町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及びボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

(2) 地震発生時の実施事項

- ア まず我が身の安全を図る。
- イ 出火防止及び初期消火に努める。
- ウ 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- エ 実施地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- オ 負傷者の応急手当及び軽症者の救護に努める。
- カ 自力による生活手段の確保を行う。
- キ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- ク 秩序を守り、衛生に注意する。
- ケ 自動車、電話の利用を自粛する。
- コ 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避場所が円滑に運営するよう努める。
- サ あわてて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
- シ 狭い路地、塀のわき、崖、増水している川べりには近寄らない。
- ス 山崩れ、崖崩れ、津波、浸水に注意する。

(3) 町の活動

町は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。また、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供する。県は、町の活動に積極的に協力する。

2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

風水害等対策編第2章第3節4「地域における自主防災組織の果たすべき役割」を準用するものとするが、平常時における防災知識の普及については、「南海トラフ地震等の知識、地震情報の性格や内容」について、あわせて啓発を行うものとする。

3 事業所等における自主防災活動

風水害等対策編第2章第3節7「事業所における自主防災活動」を準用するものとするが、活動事項については、「施設及び設備の耐震性の確保」について、あわせて啓発を行うものとする。

第4節 事業者の防災対策

1 基本方針

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、町及び県が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

2 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動の下に、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災措置を行う。

(1) 平常時の実施事項

ア 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。

イ 防災訓練及び研修等の実施に努める。

ウ 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。

エ 地震発生時における来庁者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用に努める。

オ 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。

カ 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。

キ 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。

ク 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。

ケ 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。

コ 事業所損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。

サ 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。

シ 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。

ス 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。

(2) 災害時の実施事項

ア 来所者、従業員等の安全の確保に努める。

- イ 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- ウ 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- エ 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。
- オ 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、町、県等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

3 町の活動

(1) 防災意識の啓発

町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、町に協力する。

また、町は、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

(2) 防災情報の提供

町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関して収集した情報を事業者に提供する。

(3) 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援

町とは、伊方町商工会と連携して、中小企業等の事業継続力強化計画の策定を支援する。

第5節 ボランティアの防災対策

風水害等対策編第2章第5節「ボランティアの防災対策」を準用する。

第6節 地震防災訓練の実施

1 基本方針

地震災害に対して各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、町地域防災計画（地震災害対策編）に定める地震災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ的確に実施できるよう、職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で総合的かつ効果的な訓練を実施する。

その際、自衛隊、海上保安部など国の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにし、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努めるほか、訓練のシナリオに緊急地震速報や南海トラフ地震臨時情報等を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

なお、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

さらに、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

2 町の活動

町は、国、県、他の市町及び関係機関等と共同し、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、次の点に重点を置くとともに、避難行動要支援者に対する救出・救助、一般避難所での対応、福祉避難所への入所対応及び移送連携のあり方、自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等による地震災害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとするほか、訓練のシナリオに緊急地震速報や南海トラフ地震臨時情報等を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

特に、避難訓練については、あらかじめ作成した避難計画に基づき実践的な訓練を行う。

なお、訓練の実施に当たっては、広報に努め住民等の積極的参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努める。

- (1) 職員の安否確認・動員
- (2) 地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- (3) 災害時の広報
- (4) 災害時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定
- (5) 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- (6) 避難所運営
- (7) 消防、水防活動

- (8) 救出・救助
- (9) 道路啓開
- (10) 応急復旧

第7節 業務継続に関する計画

風水害等対策編第2章第7節「業務継続計画の策定」を準用する。

第8節 地震災害予防対策

1 基本方針

地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。

2 火災予防

(1) 出火防止

町及び八幡浜地区施設事務組合消防本部は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、指導に努めるものとする。

ア 一般家庭に対する指導

- (ア) ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、揺れが収まったら直ちに火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- (イ) 対震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- (ウ) 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- (エ) 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- (オ) 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

イ 職場に対する指導

- (ア) 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- (イ) 終業時における火気点検の徹底を図る。
- (ウ) 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- (エ) 災害時における応急措置要領を作成する。
- (オ) 自主防災組織の育成指導を行う。
- (カ) 劇場、百貨店、宿泊施設、雑居ビル、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- (キ) 化学薬品を保有する学校・事業所等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- (ク) 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の促進を図る。

(2) 初期消火

地震発生時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であるため、住民による初期消火能力を高めるとともに、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実させるなど、八幡浜地区施設事務組合消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、町は、次のような活動体制の確立を図るものとする。

ア 家庭、地域における初期消火体制の整備

- (ア) 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。
- (イ) 家庭防止思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。
- (ウ) 幼年期における防火教育を推進するため、保育園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

イ 職場における初期消火体制の整備

- (ア) 震災時には事業所独自で行動できるよう、事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。
- (イ) 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成する。

ウ 地域ぐるみの防災訓練等の実施

- (ア) 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- (イ) 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

3 消防力の充実強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、町及び八幡浜地区施設事務組合消防本部は、次により消防計画を整備するとともに、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するなど、消防力の充実強化に努める。

(1) 総合的な消防計画の策定

消防組織法に基づき、地域防災計画に基づく消防計画を次のとおり策定する。

ア 震災警防計画

震災時において、八幡浜地区施設事務組合消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職員・消防団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

ウ 危険区域の火災防御計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡大が予想される区域における火災防御計画について定める。

(2) 消防力の強化

消防施設、装備及び人員の確保に努め、消防力の基準を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立を図る。

ア 消防資機材等の整備

- (ア) 八幡浜地区施設事務組合消防本部においては、消防ポンプ自動車、はしご自動車等日常

火災に対する資機材を整備しているが、今後震災対策として有効な資機材等整備の推進を図るものとする。

また、救助工作車、高規格救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

- (イ) 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備を図るものとする。
- (ウ) 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプの整備を重点的に図るものとする。

イ 消防団の育成

- (ア) 消防団は、震災時には八幡浜地区施設事務組合消防本部の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。
- (イ) 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。
- (ウ) 消防団を活用した地域住民への防災指導に、より一層努める。

4 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図るものとする。

(1) 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

今後は、耐震構造の防火水槽の整備を図るとともに、人口密集地では初期消火が重要であることから、河川やプールなどの自然水利等の確保をより一層推進していく。

(2) 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

(3) 家庭及び事業所の貯溜水の活用

家庭における風呂水、ビルの貯溜水等の活用等について啓発・指導するものとする。

5 建築物等の耐震対策

(1) 建築主の責務

建築主は、自らの生命及び財産を守るため、次の事項を実施し、建物の耐震性の向上を図る。

ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。

イ 所有する建築物等の耐震性を建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づいて診断し、耐震性に欠けるものについては耐震補強等必要な措置を講ずる。

(2) 町の役割

町及び県は、次の事項を実施し、民間建築物の耐震性の向上を図る。

また、防災拠点となる公共施設、指定避難所等の非構造部材を含む耐震化についても、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全

確保対策を進めるものとする。

さらに、町は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

ア 伊方町耐震改修促進計画及び愛媛県耐震改修促進計画に基づき、既存建物の耐震改修を促進するため、対象建物を選定し建物台帳を整備するとともに、所有者等に対して指導を行う。

イ 不特定多数が利用する大規模建築物や、住宅の耐震化を行う所有者等に対して支援を行う。

ウ 特殊建築物の所有者・管理者、住宅の所有者等に対して、防災知識の普及・啓発及び法令や支援制度の周知を図るため、講習会を実施する。

エ 建築設計者・監理者・施行者等に対して、防災知識・法令・耐震化技術等講習を行い、住民からの相談や耐震診断等に対応できる技術者を育成する。

オ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、既存建築物の耐震改修等について相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、耐震改修を行うものについては認定を行う。

(3) ガラスの飛散防止

町は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(4) ブロック塀の倒壊防止

町は、広報紙等を活用して安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について指導する。

(5) 家具等の転倒防止

町は、広報紙等を活用して、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(6) 落下、倒壊のおそれのある危険構築物

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、警察署長、電力会社及び西日本電信電話株式会社等は、次により、それぞれ道路周辺等の点検・補修・補強を行い、又は要請する。

物件名	対策実施者	措置等
道路標識、交通信号機等	公安委員会 管 理 者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	管 理 者	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
看板、広告物	設 置 者 管 理 者	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所 有 者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所 有 者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	管 理 者	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所 有 者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

6 情報システムの安全対策

(1) 町は、伊方町情報セキュリティポリシーに基づき、保有する情報システムの地震災害予防対策

として、次のような措置を講ずる。

ア 情報システムの物理的な設置方式については、国の「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」等の各種安全対策基準に沿って、耐震性の高い工法の導入を検討する。

イ 周辺機器及び端末機等の転倒防止策の検討を行う。

ウ 緊急時対応計画の見直しを行うとともに、障害訓練の一層の充実を図る。

エ 保守会社との連携を密にし、障害復旧のための体制を強化する。

(2) 町は、各種情報システムについて、大規模地震の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

(3) 町は、自ら保有する情報システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、情報システムを保有する企業に対し、安全対策の実施について啓発に努める。

7 被災建築物等に対する安全対策

(1) 被災建築物応急危険度判定

県は、被災建築物応急危険度判定士を育成するため、講習会を開催するとともに、「愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、地震被災建築物応急危険度判定士の認定・登録を行っている。

町は、町職員、建築関係団体等の講習会の受講、地震被災建築物応急危険度判定士の登録を推進するとともに、地震発生時に被災建築物応急危険度判定を円滑に実施するため、平常時から県及び公益社団法人愛媛県建築士会との連絡体制を整備するとともに、判定時に必要な機材を備蓄する。また、災害対策本部や指定避難所等の防災活動の拠点となる建築物について、すみやかに判定を実施する体制を整備する。

(2) 被災宅地危険度判定

県は、被災宅地危険度判定士を育成するため、講習会を開催するとともに、「愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士の認定・登録を行っている。

町は、町職員、建築関係団体等の講習会の受講、被災宅地危険度判定士の登録を推進するとともに、地震発生時に被災宅地応急危険度判定を円滑に実施するため、平素から県との連絡体制を整備し、大規模な地震が発生した場合は、必要に応じて県に対して判定士の派遣を要請する。

8 都市防災不燃化促進計画

町は、地震災害から住民の生命を守るため、指定緊急避難場所、避難路の周辺等にある建築物の不燃化を促進する。

(1) 指定緊急避難場所及び避難路の周辺等に計画する建築物の不燃化を促進するとともに、県と連携しながら、防火地域・準防火地域の指定を推進する。

(2) 学校、病院、高層建築物等は、不特定多数の者に対する危険防止のため、建築物の適切な配置、不燃堅牢化を推進する。

第9節 水害予防対策

1 基本方針

大規模地震に伴う水害を予防するため、河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努め、地震後の二次災害対策に万全を期す。

2 河川管理施設の整備

町及び河川管理者は、地震後の二次災害防止対策として、河川の水防上危険な箇所の状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等の治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努めるものとする。

3 消防力（水防）の強化

地震後の二次災害（水害）に対処し、出水時の被害を軽減するため、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・活用するとともに、県及び関係団体との連携を密にし、次により消防力（水防）の強化に努める。

- (1) 水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- (2) 水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、町は、関係機関、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。
- (3) 水防活動に必要な資機材の確保について、水防倉庫の充実、水防資機材の備蓄強化に努める。
- (4) 町は、県から水防に関する講習会や水防工法の実務指導を受け、水防体制の強化に努める。

第10節 地盤災害予防対策

1 基本方針

本町は、地形は複雑で地質は脆弱であることから、地すべり崩壊箇所や、落石等の危険性のある箇所が多いため、国土保全事業を総合的、計画的に推進するとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

2 地すべり等防止施設の整備

地震により、災害の発生が予想される土砂災害警戒区域等、地すべり等崩壊危険地、山地災害危険地区についてポスター、チラシ、各種広報紙等により防災知識の普及を図るとともに、人家や緊急輸送道路をはじめとする避難路や、指定緊急避難場所を保全する箇所等について優先的に防災施設の整備等の土砂災害対策事業を推進する。

また、土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む。）における警戒避難体制の整備に努めるとともに、地震発生後には、各防止施設に異常がないか点検パトロールを行うなど、地震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

(1) 地すべり対策

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などに被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想されるため、地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。

(2) 農地保全対策

地震等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地、農業用施設の保全を図る。

(3) 治山事業

安全で快適な住民生活の確保や町土保全を図るため、山地災害危険地区の実態に応じて、森林生態系や自然環境に配慮した、計画的で効率的な治山事業を推進するとともに、緊急を要する箇所から積極的に防止工事を実施する。

(4) 砂防対策

砂防指定地（土石流などが到達するおそれのある下流部に存在する人家や公共施設などを守るため、また流域における荒廃地域を保全する区域）に対しては、区域内の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から砂防えん堤工、溪流保全工などの防止工事を重点的に実施するなど、土石流等による災害の防止対策を実施する。

(5) 急傾斜地崩壊対策

危険区域（急傾斜地の崩壊により人的被害が発生するおそれのある区域）に対しては、区域内の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

(6) 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む。）における警戒避難体制の整備

町は、県と連携して、土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む。）の情報の周知徹底を実施するとともに、避難方法、避難場所などの警戒避難体制の整備を図るものとする。

また、町は、地域の土砂災害警戒区域等や指定避難所等を網羅した総合防災マップを作成済みであり、今後、適宜更新する。

(7) 土砂災害警戒区域等の指定促進等

町は、県が実施した土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表を行い、土砂災害の危険性を住民に周知する。さらに、指定を受けた土砂災害警戒区域等について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を県等関係機関と連携して推進するものとする。

土砂災害警戒区域の指定を受けた町は、町地域防災計画において警戒区域ごとに以下の情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに町地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

ク 町長は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

資料編・土砂災害警戒区域

・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧

3 山崩れ・崖崩れ防止対策の推進

山崩れ・崖崩れの危険性を地域住民に周知するとともに、防止対策に当たっては、構造物、施設等の耐震性に十分配慮し、斜面崩壊及び落石等の危険性のある箇所について、災害防除工事等を計画的に実施する。

また、崖崩れや土砂の流出のおそれのある宅地造成工事等について、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき規制を行い、災害防止を図る。

4 液状化対策の推進

町及び県は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表並びに宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

愛媛県がまとめた「愛媛県地震被害想定調査」（平成25年6月）によると、本町は⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震の場合に、液状化の危険度が極めて高い地域が最大になると想定されている。

液状化の可能性のあるとされる沖積地や埋立地に関する地域地盤の概要を把握し、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計、計画時において活用に努めるものとする。本町では、住宅が密集している海岸沿いの平地が沖積層で形成されており、特に留意する必要がある。

また、施設の設置に当たっては、液状化の発生を防止する対策を推進するとともに、万が一液状化が発生した場合においても施設の被害を防止するため、必要に応じ耐震補強の実施に努めるものとする。

資料編・砂防指定地域

第11節 孤立地区対策

風水害等対策編第2章第13節「孤立地区対策」を準用する。

第12節 避難対策

風水害等対策編第2章第8節「避難対策」を準用する。

第13節 緊急物資確保対策

風水害等対策編第2章第9節「緊急物資確保対策」を準用する。

第14節 医療救護対策

風水害等対策編第2章第10節「医療救護対策」を準用する。

第15節 防疫・保健衛生活動体制の整備

風水害等対策編第2章第11節「防疫・保健衛生活動体制の整備」を準用する。

第16節 廃棄物等の処理

風水害等対策編第2章第12節「廃棄物等の処理」を準用する。

第17節 要配慮者の支援対策

風水害等対策編第2章第14節「要配慮者の支援対策」を準用する。

第18節 広域応援体制の整備

風水害等対策編第2章第15節「広域応援体制の整備」を準用する。

第19節 防災情報通信システムの整備

1 基本方針

町、県及び防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から大規模地震災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

また、大規模地震等の災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努めるものとする。

2 情報収集・連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、大規模地震等の災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平常時から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものとする。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮するものとする。

(1) 町の役割

- ア 町防災行政無線等、多様な通信手段の整備を図るとともに、運用管理に努めるものとする。
- イ 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努めるものとする。
- ウ アマチュア無線の活用体制の整備に努めるものとする。
- エ 孤立地区対策として町防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。
- オ 被災者等への情報伝達手段として、公衆無線LAN環境や携帯電話による、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努めるものとする。

(2) 防災関係機関の役割

- ア 愛媛県非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。
- イ 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努める。
- ウ 災害時に有効な衛星携帯電話等、移動通信系の整備を図る。
- エ NTTの災害時優先電話等の配備について確認するとともに、その取扱い、運用方法等の習熟に努める。
- オ 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

資料編・伊方町防災行政用無線局の現状

3 通信施設の整備

町は、防災上重要な通信施設や設備等について、次により点検及び整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線（戸別受信機も含む。）の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底を図るほか、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所へ設置する。

- (1) 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- (3) 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

4 防災情報システムの拡充整備

(1) 町の対応

大規模地震の発生に備え、防災対策上、特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制を確保するため、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、有線回線など多様な通信回線をシームレスで利用できる防災通信システムを構築するとともに、消防防災ヘリコプターテレビ電送システム、無人航空機や固定カメラ等による被災地映像や四国地方整備局からの映像情報の収集などにより、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの拡充整備に努め、防災関係機関との防災情報の共有化を推進する。

(2) 住民の対応

防災関係機関からの防災情報について、情報収集手段の確保に努める。

5 消防防災ヘリコプター離着陸場の整備拡充

町は、孤立のおそれがある地域を対象にヘリコプター離着陸場の確保及び整備拡充に努め、災害時には、緊急輸送施設としても活用できるよう、あらかじめ関係機関と協議を行っておくとともに、必要に応じて、通信機器等の機材の備蓄に努める。

6 防災メール等の整備

町は、勤務時間外における地震津波に対する初動体制を確立するため、気象庁が発表する地震津波情報等を受信して、防災関係職員の携帯電話等へ情報を発信して非常参集を行う「防災メール」等の運用に努める。

第20節 ライフラインの耐震対策

大規模地震発生時においては、水道、電気等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努めるものとする。

また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについては、重点的に耐震化を進める。

1 水道施設

町は、地震災害によって被災する箇所が生じても、それによって給水システム全体の機能が麻痺することのないよう水道施設及び基幹管路の耐震性強化（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても、早急に復旧を行うことを基本として次の対策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 災害発生時においても最低限必要な給水を確保できる施設整備を実施する。
- (2) 情報電送システム、監視・制御システムについても、災害時にも十分に機能が発揮できるように整備する。
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 既存施設の耐震診断等を行って、耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を推進する。

2 下水道施設

下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えるため、町は、特に重要な管渠、終末処理場、ポンプ場について、耐震性を考慮して整備を促進するものとする。

(1) 代替性の確保

下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となった場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努めるものとする。

(2) 耐震点検の実施

幹線管渠、ポンプ場及び終末処理施設は、町において定期的に点検を実施し、耐震対策の必要箇所の把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

ア 管渠

軟弱地盤、液状化のおそれがある地盤においては、機能を確保させるため、可とう性管、可とう性継ぎ手、液状化しない埋め戻し材（砕石等）を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施するものとする。

特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

イ 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の躯体との継ぎ手部分の配管については、可とう性と伸縮性を有するものを採用し、特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努めるものとする。

3 電力施設

電気事業者は、地震災害予防のため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、電力設備等についても、十分な耐震性の確保に努めるほか、系統の多重化を進めるなど災害予防措置を講ずる。電気事業者は、地震災害予防のため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、電力設備等についても、十分な耐震性の確保に努めるほか、系統の多重化を進めるなど災害予防措置を講ずる。

また、防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速な復旧体制を確立するものとする。

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

過去に発生した地震災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮した「発電用水力設備に関する技術基準」、「火力発電所の耐震設計指針」、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行う。

イ 送・配電設備

地震により不等沈下や地すべり等が生ずるおそれのある軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避けるものとする。

ウ 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を迅速に行うため、移動用発電機、移動用変圧器、移動用遮断機、移動用無線等を確保する。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図るものとする。

イ 要員の確保

従業員及び請負業者について、動員体制を確立する。

ウ 資機材等の確保

災害時のための資機材の確保及び輸送体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食料その他の物資

エ 電力融通

災害発生時に、一時的に供給力が不足すること考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

4 原子力発電施設による電力供給確保対策

原子力発電所が立地する本町の特殊事情を踏まえ、関係機関の緊密な連携により、大規模地震に備えた安全・防災対策を推進する。

(1) 耐震性の確保

耐震設計に当たっては、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に基づいて設計し、想定されるあらゆる地震に対しても、原子炉を安全に停止し、冷却し、放射性物質を閉じ込める機能が十分に保たれるよう、万全の安全対策が講じられている。

(2) 国の安全確認

伊方発電所に常駐している原子力規制委員会原子力規制庁原子力保安検査官が、保安規定通りの安全運転が行われているか常時確認している。

(3) 県の安全確認

県は、伊方発電所周辺の安全確保及び環境保全を図るため、「伊方原子力発電所周辺の安全及び環境保全に関する協定書」に基づき、必要があると認められる場合には立入検査を実施し、安全確保の状況を確認する。

5 電信電話施設

西日本電信電話株式会社は、電信電話施設について建物、設備等に耐震・耐火措置を講ずるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。

(1) 局舎の整備

耐震・耐火構造の局舎設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉、防潮板等を設置するものとする。

(2) 局舎内設備の整備

ア 局舎内に設置する電気通信設備の振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を講ずる。

イ 非常用予備電源として、蓄電池及び発動発電機を設置するものとする。

ウ バッテリー、予備エンジンの耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現に努める。

(3) 局外設備の整備

地下にある通信施設については、地震対策を実施するものとする。

(4) 災害対策用機器の整備

ア 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するために、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線機等を配備するものとする。

イ 局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、非常用移動電話局装置を主要地域に配備するものとする。

ウ 震災時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するために、主要局に移動電源車を配備するものとする。

エ 局外通信設備が被災した場合、応急措置用として、各種応急用ケーブル、災害対策用機器等を配備するものとする。

(5) 建物、鉄塔等の耐震診断の徹底と対策実施

ビル、鉄塔等の診断及び補強を実施するとともに、建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施するものとする。

(6) ネットワークの信頼性と柔軟性の確保

共通線、クロック回線等ネットワークの神経回線の2ルート化の推進及び回線増設等が、柔軟にできるような対策を実施するものとする。

(7) 通信ケーブルの地中化の推進

県等との連携を図りながら、電線類地中化計画に積極的に参画する。

(8) 運用監視センターや各種データベースの分散

県内の設備の監視・制御は、N T T 西日本で一元的に行い、通信網異常時の影響度の把握とそれに必要な措置を迅速に行うため、コクピット化を図るものとする。

また、重要な各種データ等については、分散して保管するものとする。

6 廃棄物処理施設

(1) 廃棄物処理施設の補修体制の整備

町は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

(2) 施設整備時の留意点

廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第21節 公共土木施設等の耐震対策等

道路、海岸、河川、港湾等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

このため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

また、地震や豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行う。

そのほか、災害発生時の緊急輸送活動のために、多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路、港湾等）及び輸送拠点について把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、応急活動等を円滑に進めるためのマニュアルの作成に努める。

さらに、災害復旧・復興に備え、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努めるとともに、老朽化した公共土木施設等について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

1 道路施設

(1) 緊急輸送道路、重要物流道路等の確保

道路交通の確保は、地震発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施する上で必要不可欠である。

このため、県が選定した緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など、防災上重要な経路を構成する道路においては、救助活動の円滑な実施と物資輸送の確保を行うため、防災対策、震災対策及び改良整備を促進し、県内地域間を結ぶ交通体系の充実を図り、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化、パトロールや点検管理体制の強化に資するとともに、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、一般社団法人愛媛県建設業協会等と協定を締結し体制の整備を図る。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

資料編・緊急輸送道路

(2) 耐震点検の実施

道路管理者は、緊急輸送道路における諸施設の耐震点検を定期的の実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

(3) 施設の補強・整備

道路管理者は、耐震点検等で対応が必要とされた箇所及び未改良区間について、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路、その他緊急性の高い路線及び

箇所から順次、補強や整備を実施する。

ア 道路

法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について補強対策を実施するとともに、道路改良に当たっては、耐震基準に基づく整備を行うものとする。

イ 橋梁

落橋、変状等の被害が予想される橋梁について、補強対策を実施するものとする。

ウ トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、変状等の被害が予想されるトンネルについて、補強対策を実施するものとする。

エ 道路の付属物

道路敷地内の道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝など道路付属物の耐震性の確保並びに補強・整備に努めるものとする。

(4) 施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

2 海岸保全施設

(1) 海岸保全施設の確保

海岸管理者は、全般的に老朽化した施設や堤防、護岸等の嵩上げが必要な箇所、液状化により施設が崩壊する可能性がある箇所等、地震や津波による被害が発生する危険性の高い地域において、海岸保全施設の整備に努めるものとする。

(2) 耐震点検の実施

海岸管理者は、耐震点検を背後地の重要度に応じて順次実施し、震災対策に必要な箇所の把握に努めるものとする。また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施するものとする。

(3) 施設の補強・整備

海岸管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設については、緊急度の高い箇所から順次、愛媛県海岸保全基本計画とも整合を図りながら補強や整備を実施するものとする。

3 河川管理施設

(1) 河川管理施設の整備

河川管理者は、耐震性に配慮した河川改修等の治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

(2) 耐震点検の実施

河川管理者は、耐震点検を定期的 to 実施し、震災対策に必要な箇所の把握に努める。

また、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

(3) 施設の補強・整備

河川管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補

強や整備を実施する。

4 砂防等施設

(1) 砂防等施設の確保

砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の管理者は、施設の耐震機能を高め、土砂災害防止施設の整備促進に努めるとともに、地震発生後には、各施設に異状がないか点検パトロールを行うなど地震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

(2) 耐震点検の実施

砂防等施設の管理者は、施設の耐震点検を定期的の実施し、震災対策が必要な箇所の把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

砂防等施設の管理者は、耐震点検で対策が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

5 治山等施設

(1) 治山等施設の確保

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、山地災害危険地区の解消を図るため、施設の耐震機能の向上や整備促進に努めるほか、地震発生時には、各施設に異状がないか点検パトロールを行うなど、地震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

(2) 耐震点検の実施

治山等施設の管理者は、施設の耐震点検を定期的の実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

治山等施設の管理者は、耐震点検で対策等が必要となった施設について、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

6 港湾・漁港施設

(1) 物資輸送拠点の確保

海上交通ルートは、地震被災による避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすものであり、その拠点の確保を図っておく必要がある。

また、大規模地震の発生直後にあっても、地域の経済活動を維持する観点から、国内産業・経済活動が停滞することのないよう、安定した物流機能を確保する必要がある。

このため、港湾及び漁港管理者等は、防災拠点となる港湾及び漁港について、岸壁、緑地、背後道路、荷役機械等の耐震化を進め、震災時に物資輸送拠点として施設の利用に支障をきたさないよう管理する。

なお、防災拠点となる三崎港については、耐震強化岸壁等の整備を行っている。

(2) 海上輸送と道路輸送の連結

防災拠点となる港湾等により形成された海上輸送ネットワークは、重要物流道路等により道路輸送ネットワークと相互に連結させ、緊急輸送ネットワークをより確実なものとする。

(3) 耐震点検の実施

港湾及び漁港管理者は、防災拠点となる港湾等の岸壁等を輸送拠点として施設を利用するため、耐震点検を定期的に実施し、震災対策の必要箇所の把握に努める。

その他の施設と港湾及び漁港については、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

(4) 施設の補強・整備

港湾管理者は、耐震点検・新たな知見等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、耐震補強、免震化、液状化対策等を実施する。

7 農地、農林業用施設

(1) 農地、農林業施設の確保

農地、農林業用施設の管理者は、農地等の防災・保全と農林業施設の維持のため、管理、点検の一層の強化を図るとともに、危険度・必要性を踏まえて耐震構造とした整備促進を図る。

地震発生時の対応について、所定の規模の地震が発生した場合、速やかに主要な施設等の点検を行い、二次災害を防止する体制を整備する。

(2) 耐震点検の実施

町又は県は、主要な施設等の耐震点検を実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

町又は県は、耐震点検で対策が必要となった施設について、緊急度の高い施設から順次、補強・整備を実施する。

8 防災上重要な施設

町は、庁舎、病院、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導、救助及び公共土木施設等の応急復旧等の防災業務の中心となる公共建築物の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めるとともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

また、防災拠点となる公共施設の耐震化については、計画的かつ効率的な実施に努める。

(1) 庁舎、消防施設、警察施設等の整備

庁舎、消防施設、警察施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

(2) 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

(3) 社会福祉施設等の整備

社会福祉施設等の収容者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

(4) 学校等施設の整備

児童、生徒等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

(5) 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

(6) 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

9 文化財施設

文化財建造物及び文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講ずるものとし、町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 文化財等の耐震補強工事の実施
- (2) 避難方法・避難場所の設定
- (3) 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (4) 地震発生後の火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

10 通信放送施設

災害時の情報伝達に重要な役割を担う通信放送施設については、運用に支障をきたさないよう非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努める。

また、平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど、保守管理体制の確立を図る。

第22節 危険物施設等の耐震対策

地震発生時に、危険物施設等の火災や危険物の流出などがあった場合、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、町は、これら施設の自主保安体制の充実・強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

1 危険物施設

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、石油化学製品の開発並びに利用の拡大により、危険物の取扱量の増加とともに施設及び設備の大規模化、大型化が進んでいる。

大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮された以外の要因や、地盤の液状化による要因で、危険物施設が損傷を受けることがあるため、町は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及・啓発を次のとおり行う。

(1) 安全指導の強化

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成を図るとともに、安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

(2) 自衛消防組織の充実強化

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を進め、効果的な自主防災体制の確立を図る。

(3) 防災車両、資機材の整備

町は、複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

2 高圧ガス施設

産業活動の進展に伴う利用範囲の拡大により、高圧ガスは様々な分野で使用されており、また、家庭用燃料として使用される液化石油ガス（LPGガス）も、その利便性により、町内の多くの世帯で使用されている。

高圧ガス取扱事業所における高圧ガス施設は、過去の震災の教訓を生かし、高圧ガス保安法によって耐震設計基準が定められ、耐震性を考慮した設計・施工がなされて、地震に対する構造上の安全対策が講じられている。

しかしながら、大規模な地震が発生した場合は、想定を超える地盤の液状化等によって、高圧ガス施設が損傷を受けることがあるため、県の指導等に基づき、高圧ガス事業所に対して、地震発生時における高圧ガス施設の保安管理体制確立に向けて講習会等を実施するほか、高圧ガス取扱事業所及び一般消費家庭に対し、次のとおり確認・調査を行い、設備の設置促進等を図る。

(1) 高圧ガス事業所

ア 耐震設計構造物について通達や耐震設計基準による評価を行い、自らの設備の耐震性能を確認し、必要な対策の実施

イ 敷地が液状化の発生しやすい場所かどうかについて調査を行い、必要な対策の実施

- ウ 高圧ガス貯槽等に設けられた緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進
- エ 容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合には、チェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

(2) 一般消費家庭

- ア ガス放出防止器の設置を促進
- イ 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底
- ウ 感震ガス遮断機能付きガスメータの設置の徹底及び使用期限管理の徹底

資料編・危険物施設一覧

第23節 災害復旧・復興への備え

風水害等対策編第2章第28節「災害復旧・復興への備え」を準用するとともに、地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、町及び県はその制度の普及促進にも努める。

第3章 災害応急対策

地震災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模地震の発生時には広範囲に甚大な被害が及ぶことから、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

第1節 活動体制

町内に大規模な地震災害が発生し、甚大な被害が発生するおそれがある場合、町、県等防災関係機関は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど、災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

また、災害現場で活動する各機関の部隊等においても、感染症対策のため、職員の健康管理を徹底する。

1 地震発生直前の対策

町は、伝達を受けた緊急地震速報等を町防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

2 地震発生時の緊急配備体制

町は、地震が発生し、被害が発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、状況に応じた配備体制をとる。

なお、勤務時間外に迅速な対応を図るため、気象庁が発表する地震津波情報等を受信して、「職員参集メール」により携帯電話等で防災関係職員等に参集を呼びかける。

3 地震発生時の配備体制

町の地域に地震による被害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合において、その対策を総合的かつ迅速に行うため、災害対策基本法第23条の2及び伊方町災害対策本部条例（平成17年4月1日条例第15号）に基づき、伊方町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置するものとする。

地震の規模及び状況に応じて、災害対策本部の設置に至らない場合は、災害警戒本部（以下「町警戒本部」という。）を設置するものとする。

町警戒本部、町対策本部の配備基準、配備内容、配備要員は、次によるものとする。

各部長は、基準に基づき配備計画を立て、これを部員に徹底しなければならない。

配備区分		配備基準	配備内容	配備要員
災害警戒本部 (警戒配備)		1 町内で震度4の揺れを観測したとき 2 町の沿岸に津波注意報が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 4 その他必要により町長が当該配備を指令するとき	災害情報の収集を行う体制及び防災資機材の準備等を実施する体制	危機管理係及び原子力政策係のあらかじめ指名された職員
災害対策本部	第1配備	1 町内で震度5弱の揺れを観測したとき 2 町の沿岸に津波注意報が発表され、被害が発生したとき 3 その他必要により町長が当該配備を指令するとき	初期の災害に対する計画又は応急対策を実施する体制	あらかじめ指名されたおおむね3分の1の職員
	第2配備	1 町内で震度5強の揺れを観測したとき 2 町の沿岸に津波警報が発表されたとき 3 その他必要により町長が当該配備を指令するとき	中規模の災害に対する警戒又は応急対策を実施する体制	あらかじめ指名されたおおむね3分の2の職員
	第3配備	1 町内で震度6弱以上の揺れを観測したとき 2 震度6弱未満の震度であっても、町内で重大な被害が発生もしくは発生するおそれがあるとき 3 町の沿岸に大津波警報が発表されたとき 4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 5 その他必要により町長が当該配備を指令するとき	全職員が直ちに登庁し町対策本部を設置し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施	全職員

4 伊方町災害警戒本部

(1) 町警戒本部設置の基準

町警戒本部設置の基準は、次のとおりとする。

- ア 町内で震度4の揺れを観測したとき。
- イ 町の沿岸に津波注意報が発表されたとき。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。
- エ その他必要により町長が当該配備を指令するとき。

(2) 解散の基準

- ア 地震・津波の警戒に当たる必要がなくなったとき。
- イ 町対策本部が設置されたとき。

(3) 災害警戒本部の組織及び事務所掌

ア 町警戒本部は、総務課長の統括の下に、総務課、建設課、農林水産課、観光商工課、各支所のあらかじめ指名された職員で組織する。

イ 事務分掌

- (ア) 総務課長は、県及び関係機関と連絡をとって、地震災害に関する情報を収集し、町長に報告するとともに、関係課等に連絡する。
- (イ) 町警戒本部は、務町警戒本部は、地震災害に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、

気象情報や災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応に係る事務を実施する。

- (ウ) 町長は、必要に応じ関係課等の長から情報を聴取して、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。

5 伊方町災害対策本部

(1) 町対策本部設置の基準

町対策本部設置の基準は、次のとおりとする。

ア 第1配備

- (ア) 町内で震度5弱の揺れを観測したとき。
- (イ) 町の沿岸に津波注意報が発表され、被害が発生したとき。
- (ウ) その他必要により町長が当該配備を指令するとき。

イ 第2配備

- (ア) 町内で震度5強の揺れを観測したとき。
- (イ) 町の沿岸に津波警報が発表されたとき。
- (ウ) その他必要により町長が当該配備を指令するとき。

ウ 第3配備

- (ア) 町内で震度6弱以上の揺れを観測したとき。
- (イ) 震度6弱未満の震度であっても、町内で重大な被害が発生もしくは発生するおそれがあるとき。
- (ウ) 町の沿岸に大津波警報が発表されたとき。
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (オ) その他必要により町長が当該配備を指令するとき。

(2) 各配備下の体制

ア 第1配備

- (ア) 町長は、直ちに町対策本部を設置する。
- (イ) 総務課長は、県及び関係機関と連絡をとって、地震災害に関する情報を収集し、町長に報告するとともに、関係課等に連絡する。
- (ウ) 本部長は、必要に応じ関係部長から情報を聴取して、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。

イ 第2配備

- (ア) 各部長は、分掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。
- (イ) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - a 災害の現況について部員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
 - b 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
 - c 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

ウ 第3配備

第3配備が指令された場合、各部長は災害対策活動に全力を注ぐとともに、その活動状況

について随時事務局長（総務部長）を通じ本部長に報告する。

(3) 解散の基準

- ア 予想される災害の発生がないとき。
- イ 災害応急対策措置が完了したとき。

(4) 町対策本部設置及び解散の公表

町対策本部を設置又は解散したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、設置時には本部の標識を本部前に掲示する。

通知先及び公表先	通知及び公表の方法	責 任 者
各 部	庁内放送、口頭、電話	総務部長（本部事務局長）
一 般 住 民	町防災行政無線、CATV、報道機関、サイレン、警鐘、広報車、町ホームページ	総務部長
南予地方局八幡浜支局	県防災行政通信システム、電話その他迅速な方法	総務部長（本部事務局長）
町 防 災 会 議 関 係 機 関	町防災行政無線、電話	総務部長
報 道 機 関	口頭、電話、文書	総務部長

(5) 町長の職務代理者の決定

町長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定め、町長が事故や不在時等の非常時には、定めた順位により災害対策本部の設置を命令し又は指揮をとるものとする。

第1順位 副町長

第2順位 総務課長

(6) 町対策本部の設置場所

町庁舎5階又は本部長の指定する場所に本部を設置する。ただし、町庁舎が被災し、使用不能のときは、瀬戸支所又は三崎支所に設置する。

(7) 本部事務局

- ア 本部には事務局を置く。
- イ 事務局に局長を置き、総務課長をもって充てる。
- ウ 事務局職員は、総務課員をもって充てる。

(8) 本部連絡員

- ア 本部には、本部連絡員を置く。
- イ 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管部員の中から指名する者をもって充てる。
- ウ 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ、町対策本部に報告するとともに、町対策本部からの連絡事項を各部に伝達する。

(9) 本部会議の開催

- ア 本部会議は、本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長）及び各部長（部長以外の課長級の全職員を含む。）で構成し、本部長（町長）は必要に応じ本部会議を開催し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。
- イ 本部会議で報告、審議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。
 - (ア) 職員の配備体制（動員を含む。）の発令及び解除に関すること。
 - (イ) 被害情報の収集及び伝達に関すること。

- (ウ) 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集、報告、伝達等に関すること。
- (エ) 住民への避難情報の伝達に関すること。
- (オ) 応急対策の実施に係る調整に関すること。
- (カ) 被災者の救助、救済対策に係る調整に関すること。
- (キ) 国（自衛隊を含む。）、県及び他の地方公共団体等への応援要請及び受入れに関すること。
- (ク) 災害救助法の適用要請等、各種救済措置に関すること。
- (ケ) その他、重要な災害対策に関すること。

(10) 現地災害対策本部の設置

- ア 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要がある
と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。
- イ 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。
- ウ 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。
- エ 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を
指揮監督する。

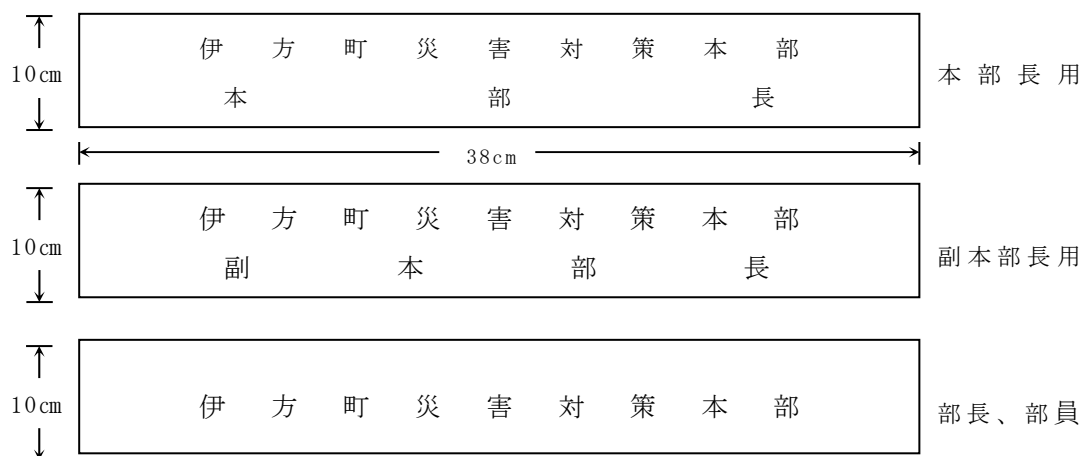
6 町対策本部の組織及び事務分掌

- (1) 町対策本部は、本部長（町長）の統括の下に、副本部長に副町長及び教育長をもって充て、
部を置き、それぞれの関係課等の長をその長に充てる。
- (2) 各部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに必要簿冊を備
える等、体制を整備する。
- (3) 町対策本部の組織及び事務分掌は、別表のとおりとする。

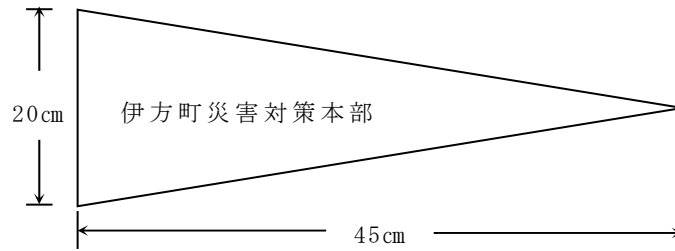
7 本部職員の腕章等

本部長、副本部長、部長その他部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の
定めがある場合を除くほか、次に定める腕章を帯用するものとする。

(1) 腕章



(2) 標旗



8 職員の動員計画

(1) 町対策本部を設置した場合の職員の動員は、5に定める配備基準に基づいて本部長が決定するものとする。

(2) 本部職員の動員方法

ア 本部長の配備体制の決定に基づき総務部長から各部長にその旨を通知し、各部長は部員に連絡し動員する。

イ 招集は、庁内放送、電話、電子メール、町防災行政無線、特使などの方法により、速やかに通知するものとする。消防団員の動員においては電話、サイレン、防災行政無線等を用いる。

ウ 伝達の際には、次の事項を明確に伝えるものとする。

- (ア) 配備基準の種類
- (イ) 招集の時間
- (ウ) 災害の種類
- (エ) 災害発生場所

エ 各部長は、配備状況について、総務部長を通じて本部長に報告するものとする。

(3) 動員の伝達系統

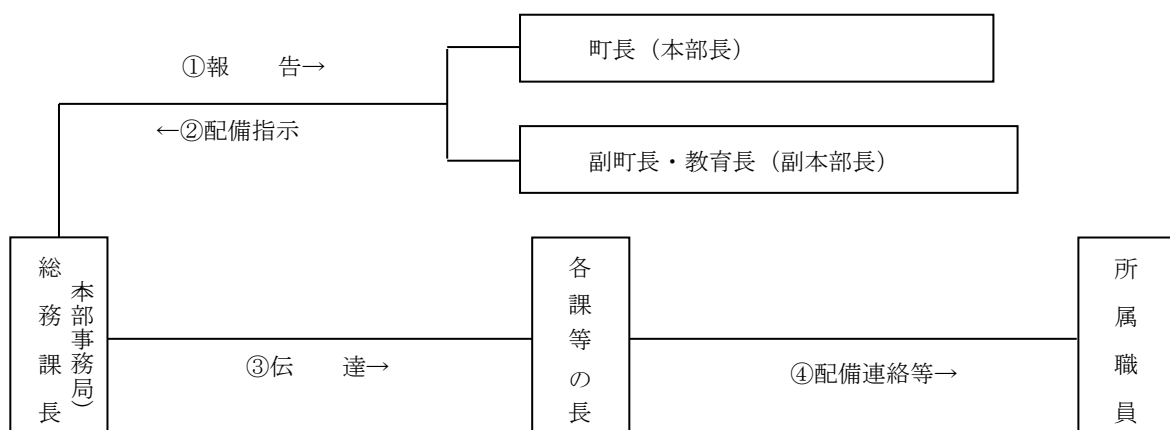
ア 町職員

職員の動員は、町長の配備体制の決定に基づき、次の系統で伝達し動員するものとする。

(ア) 勤務時間内における伝達

- a 町内で震度5弱以上の揺れを観測した場合、総務課長は、町長の決定した配備体制について各課等の長に伝達するとともに、庁内放送等によりこれを徹底する。
- b 各課等の長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員を所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

勤務時間内における伝達系統



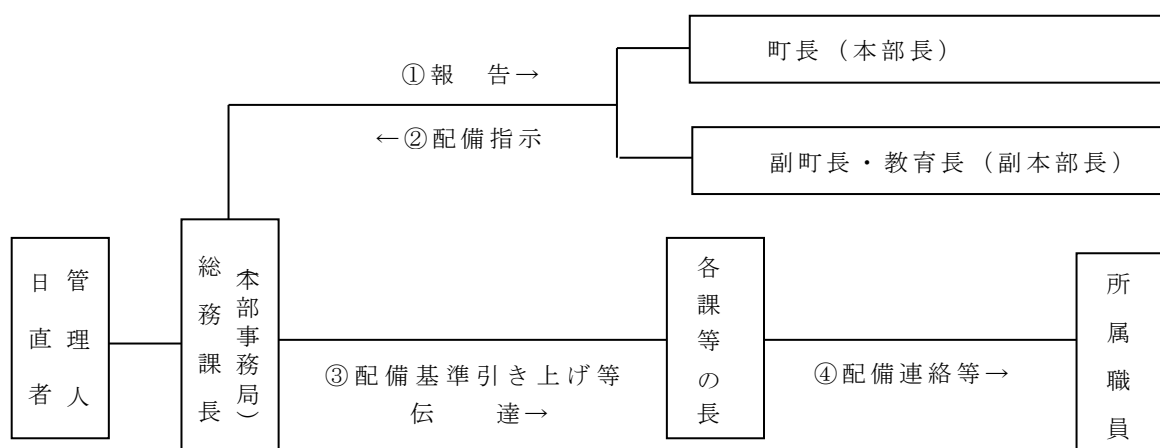
(イ) 勤務時間外、休日における伝達

- a 地震が発生した場合は、原則として、3に定める配備基準に基づいて、配備要員に指名された職員は自主参集するものとし、配備基準の引き上げ等を指示する場合のみ伝達系統に従い、連絡を行うものとする。

その他の職員は、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁するよう連絡を受けた場合は、直ちに登庁する。ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、自己が所属する部局の最寄りの関係機関に参集し、応急活動に従事するものとする。この場合、その旨を所属課等の長に連絡する。

- b 管理人及び日直者は、非常配備に該当する地震情報等が防災関係機関から通知されたときは、直ちに総務課長に連絡するものとする。総務課長は、町長（本部長）、副町長・教育長（副本部長）にその旨を必要により報告するものとする。

勤務時間外、休日における伝達系統



イ 八幡浜地区施設事務組合消防本部

八幡浜地区施設事務組合消防本部においては、八幡浜地区施設事務組合消防災害対策本部配備要綱による配備とする。

ウ 消防団

消防団の動員は、町長の配備体制の決定に基づき、総務課長が伝達し、動員するものとする。

(4) 勤務時間外に震度5弱又は5強の地震が発生した場合の初動体制

勤務時間外に震度5弱又は5強以下の地震が発生した場合には、原則として3に定める配備基準に従って初動体制を確立するものとするが、職員の被災、道路被害等により配備該当職員がそろわない場合には、必要数の要員を確保して初動体制を確立するものとする。

(5) 勤務時間外に震度6弱以上の大規模地震が発生した場合の初動体制

震度6弱以上の地震が発生した場合は、次のとおり全職員は町対策本部に参集するものとする。

時系列的事項	実 施 内 容
 1 警 戒 又 は 参 集 準 備	(1) 津波の危険地区に在住する職員は、自身の安全の確保と近隣の要配慮者等の安全確保を図る。(高台への避難等) (2) 津波危険地区以外に在住の職員は、直ちに参集の準備にとりかかる。
 2 人 命 救 助	津波情報に留意の上、職員は、近隣の被災状況を把握し、必要により人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
 3 参 集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、町対策本部、支部又は勤務場所に参集する。 (2) 津波その他の被害により、町対策本部に参集できない職員は、最寄りの指定避難所等に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
 4 被害状況の収集	職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
 5 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を各部長に報告する。 (2) 各部長（又は代理者）は、被害状況を本部長（又は代理者）に集約する。
 6 緊急対策班の編成	職員の参集率が低い又は低いと予想される場合は、順次参集した職員から緊急対策班を編成（注1）し、順次初動に必要な業務（注2）に当たる。
 7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制（緊急対策班体制）を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

注1 緊急対策班の編成は、職員の参集率が低く各対策部で十分な人員を確保できないとき、又は地震の規模から確保ができないと予想されるときは、各対策部の事務分掌にかかわらず、順次参集した職員から編成する。

注2 緊急対策班は、主に初動時に必要な次の業務を実施する。

区分	主な業務
災害状況収集、広報関係	ア 町防災行政無線、広報車による住民への呼びかけ イ 県、八幡浜地区施設事務組合消防本部、警察等関係機関との連絡 ウ 消防団、自主防災組織との連絡 エ 被害調査班の編成 オ 問い合わせ電話への対応
災害対策本部の設置	ア 本部室の設置と関係機関への周知 イ 必要備品（電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、防災服、腕章等）の準備 ウ 本部会議に関する準備、連絡 エ 広域応援要請の検討、決定
指定避難所及び救護所の設置	ア 住民の避難状況の確認 イ 指定避難所の開設 ウ 救護所の設置と救護班の派遣要請
食料、物資の放出及び調達	ア 備蓄物資の配布 イ 関係団体、業者への調達手配 ウ 他市町、県への応援要請
水道、トイレ対策	ア 上水道の被害状況調査 イ 上水道の応急復旧 ウ 被災者への給水 エ 仮設トイレの確保、設置

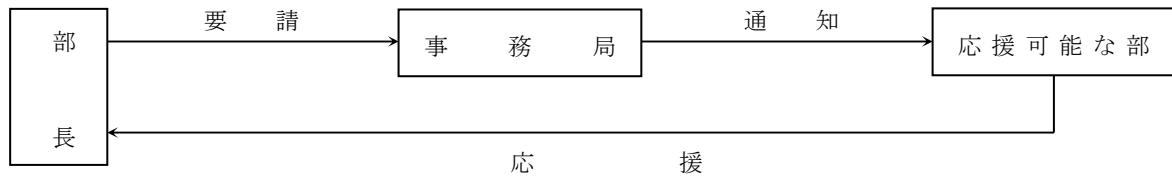
9 職員の応援

各部における災害応急対策の実施に当たって、職員が不足するときは、事務局に職員の応援を要請するものとする。総務部は、本部会議で決定された応援方針に基づき、余裕のある部の中から適当な部を決定し通知するものとする。

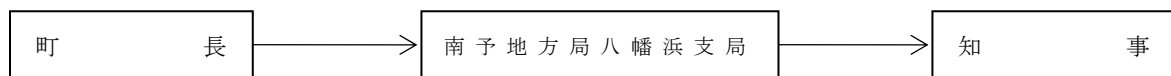
なお、町対策本部内における応援でなお不足するときにあつては、県に対して南予地方局八幡浜支局を通じ、職員の応援又は派遣を要請するものとする。

その他、県、指定地方行政機関又は他市町への応援に関する計画は、本章第24節「応援協力活動」に定めるとおりとする。

(1) 町内における応援要請系統

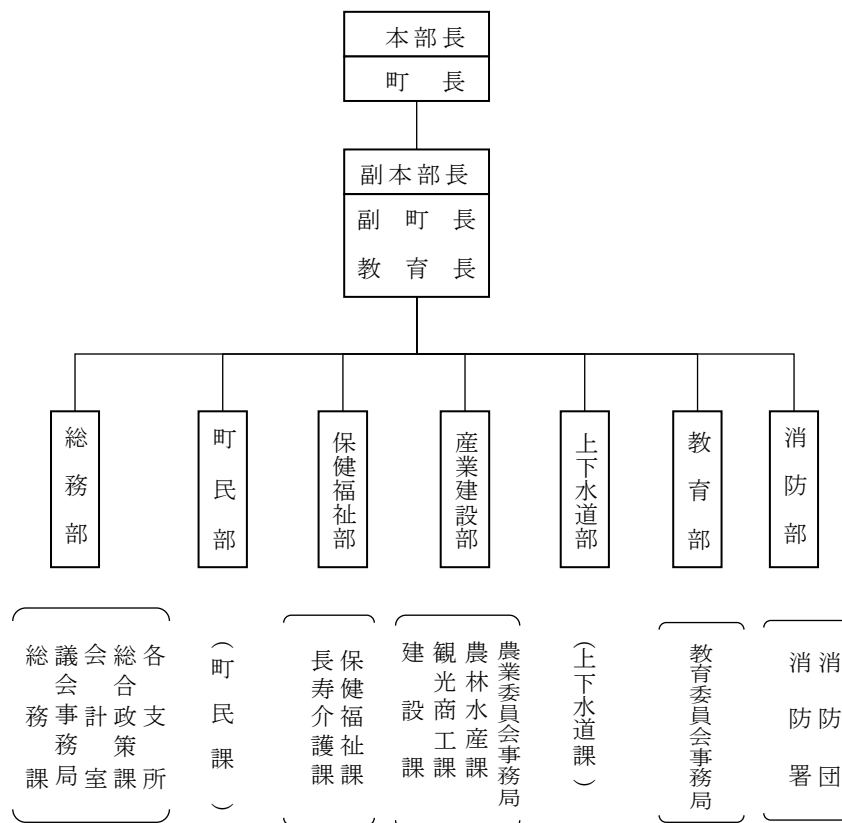


(2) 町内で不足する場合の県への応援要請



別表

1 伊方町災害対策本部組織



2 災害対策本部の所掌事務

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分 掌 事 務
			<原子力>以下は原子力災害対策事務
総 務 部 (総務課) (議会事務局) (会計室) (総合政策課) (各支所)	総務課長 (会計管理者)	総務班 (危機管理係、総務管理係、財政管理係、会計室、各支所) 広報通信班 (危機管理係) 輸送班 (まちづくり・DX政策係、広報秘書係) 情報連絡班 (総務管理係、人権対策係) 調査班 (原子力政策係)	総務課・各支所 (1) 本部の庶務に関すること (2) 各部の総合連絡に関すること (3) 災害対策本部の設置、運営及び解散に関すること (4) 災害応急対策の立案、総合調整に関すること (5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること (6) 被害調査の取りまとめ及び県への災害報告に関すること (7) 職員の動員及び非常招集に関すること (8) 罹災証明書の発行に関すること (9) 備蓄品に関すること (10) 気象情報の収集及び伝達に関すること (11) 住民への情報伝達及び広報に関すること (12) 防災行政無線の運用等に関すること (13) 八西CATVとの連絡に関すること (14) 庁用車両の維持管理及び自動車の借上げに関すること (15) 避難準備情報及び避難情報発令に関すること (16) 本部長の指示、命令を各部に伝達すること (17) 県、他市町及び関係各機関等への連絡調整並びに応援要請に関すること (18) 災害救助法の適用申請に関すること (19) 所管の指定避難所の開設・運営に関すること (20) その他、他部の所管に属さないこと 議会事務局 (1) 議会との連絡調整に関すること 会計室 (1) 災害対策用物品の出納に関すること 総合政策課 (1) 地区の被害情報の収集に関すること (2) 被害写真・記録資料に関すること (3) 災害対策の予算措置に関すること (4) 他の部の応援に関すること (5) 報道機関に対する情報提供等に関すること (6) 復興計画に関すること
			<原子力> 総務班 (1) 退避・避難指示又は解除に関すること (2) 愛媛県ドローンオペレーションの運営に関すること (3) 退城時の検査所設置に関すること (4) 行政移転の準備に関すること (5) 所管の放射線防護施設の開設・運営に関すること (6) その他、他部の所管に属さないもの 広報通信班 (1) 住民広報に関すること 輸送班 (1) 住民の町内及び広域避難輸送の調整に関すること

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分 掌 事 務
			＜原子力＞以下は原子力災害対策事務
			と (2) 食糧、緊急物資、資機材等の輸送に関する事 情報連絡班 (1) 臨時FM局の運営に関する事 (2) 緊急メールの配信に関する事 調査班 (1) 原子力事業者との連絡調整に関する事 (2) 原因調査並びに措置に関する事 (3) 放射性物質による汚染状況等に関する事 (4) モニタリング調査の実施協力に関する事 ＊状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。
町 民 部 (町民課)	町民課長 (課長補佐)	町民班 (住民生活係、環境 政策係、税務係) 医療救護班 (医療対策係)	税務係・住民生活係 (1) 人的被害及び住家被害の調査に関する事 (2) 被害不明地域への被害調査班の派遣に関する こと (3) 物資の一時集積場所における物資の仕分けに 関すること (4) 食料及び生活必需品の配給に関する事 (5) 災害に伴う町税の減免等の措置に関する事 環境政策係 (1) 死体の処理及び埋火葬に関する事 (2) ごみの収集処理及びし尿処理に関する事 (3) 産業廃棄物の処理に関する事 (4) 環境衛生関係施設の被害調査及び応急対策に 関すること 医療対策係 (1) 防疫に関する事 (2) 医療、助産等に関する事 (3) 救護班編成に関する事 (4) 救護所の開設に関する事 (5) 救護用医薬品及び衛生材料の確保対策に 関すること ＜原子力＞ 町民班 (1) 被災地住民登録に関する事 (2) 防疫に関する事 医療救護班 (1) 所管の放射線防護施設の開設・運営に 関すること (2) 被災者の医療措置に関する事 (3) 医療機関との連絡調整に関する事 (4) 医薬品、衛生資機材に関する事 (5) 安定ヨウ素剤配布に関する事 ＊状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分 掌 事 務
			<原子力>以下は原子力災害対策事務
保健福祉部 (保健福祉課) (長寿介護課)	保健福祉課 長 (長寿介護 課長)	広域避難支援班 (中央保健セン ター、長寿介護係、地 域福祉係) 福祉班 (こども・子育て政 策係、地域包括支援 センター)	中央保健センター (1) 避難住民の健康管理、相談業務等に関する事 (2) 防疫に関する事 地域福祉係 (1) 社会福祉施設の被害情報の収集及び応急復旧に 関すること (2) 日赤県支部、社会福祉協議会及び社会福祉協会 との連絡調整に関する事 (3) 救援物資の受入れに関する事 (4) ボランティア活動支援に関する事 長寿介護係・地域包括支援センター (1) 高齢者及び障害者の被災状況の把握に関する 事 (2) 福祉避難所の運営支援に関する事 こども・子育て政策係 (1) 保育所対応に関する事
			<原子力> 広域避難支援班 (1) 一時集結所施設の設営運営に関する事 (2) 避難経路所、広域避難所の設営運営に関する 事 (3) 避難住民の把握及び登録に関する事 福祉班 (1) 保育園児の避難に関する事 (2) 所管の放射線防護施設の運営支援に関する事 (3) 災害時要配慮者の避難に関する事 *状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分 掌 事 務
			<原子力>以下は原子力災害対策事務
産業建設部 (建設課) (観光商工課) (農林水産課) (農業委員会事務局)	建設課長 (観光商工課長)	産業班 (農業等支援係、水産業支援係、農業委員会事務局)	建設課 (1) 所管の公共施設の被災調査及び応急復旧に関すること (2) 道路、橋梁、河川、海岸、急傾斜地等危険箇所の被害調査及び応急復旧に関すること (3) 土木応急復旧用資材の確保に関すること (4) 道路及び交通の確保に関すること (5) 土木・建築技術者及び従事者の確保に関すること (6) 道路啓開に関すること (7) 応急仮設住宅の建設に関すること (8) 住宅の応急修理等に関すること
		誘導班 (観光商工係、施設整備係)	観光商工課 (1) 所管の公共施設の被災調査及び応急復旧に関すること (2) 所管の指定避難所の開設・運営に関すること (3) 観光客の安全確保に関すること
		運輸通信班 (地域整備係、建設管理係)	農林水産課 (1) 所管の公共施設の被災調査及び応急復旧に関すること (2) 所管の指定避難所の開設・運営に関すること (3) 食料及び生活必需品の調達に関すること (4) 家畜伝染病予防対策に関すること (5) 農林畜水産関係の補助融資に関すること (6) 農業用肥料、飼料農薬の確保に関すること (7) 治山、治水応急対策に関すること
上下水道部 (上下水道課)	上下水道課長 (課長補佐)	水道班 (上水道係、下水道係)	<原子力> 産業班 (1) 農産物の採取、出荷の規制並びに流通対策に関すること
			誘導班 (1) 輸送車両の誘導(避難経由所、一時集結所等)に関すること (2) 車両の駐停車場(避難経由所、一時集結所等)の確保に関すること (3) 住民の町内及び広域避難輸送に関すること
			運輸通信班 (1) ヘリコプター離着陸場、港湾等の確保に関すること (2) 緊急輸送(空、海)体制に関すること *状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。
上下水道部 (上下水道課)	上下水道課長 (課長補佐)	水道班 (上水道係、下水道係)	上下水道課 (1) 飲料水の確保に関すること (2) 配給水管の被害調査及び応急復旧に関すること (3) 上下水道の衛生維持に関すること
			<原子力> 水道班 (1) 飲料水の供給及び規制に関すること (2) 検査用飲料水の採取に関すること

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分 掌 事 務
			<原子力>以下は原子力災害対策事務
			*状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。
教 育 部 (教育委員会事務局)	教育委員会 事務局長 (局長補佐)	教育班 (教育委員会事務局)	教育委員会事務局 (1) 所管の公共施設の被災調査及び応急復旧に関する こと (2) 被災児童生徒の救護及び避難誘導、支援に関する こと (3) 応急教育に関する こと (4) 学用品及び教科書の調達・配分に関する こと (5) 所管の指定避難所の開設・運営に関する こと (6) 学校給食の確保に関する こと (7) 文化財の被害調査に関する こと (8) 炊き出し等による、被災者への飲食物供給に 関 する こと
			<原子力> 教育班 (1) 児童・生徒の避難に関する こと (2) 所管の放射線防護施設の開設・運営に関する こ と *状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。
消 防 部 (八幡浜地区施設事務組合消防本部、消防団本部)	消防長 消防団長	伊方分署・三崎分署 警備班 (団本部) 誘導班 (各分団)	八幡浜地区施設事務組合消防本部・消防署 伊方分署、三崎分署 (1) 被害状況等の情報の収集と伝達に関する こと (2) 消火活動、水防活動及び救助活動に関する こと (3) 地域住民等への避難指示等の伝達に関する こと (4) 火災予防の広報に関する こと 消防団本部 (1) 各分団との連絡調整、確認に関する こと (2) 火災、水災の予防、警戒及び防御に関する こと (3) 被災箇所の初期応急復旧活動に関する こと (4) 被災者の救助、避難者の誘導に関する こと (5) 行方不明者、死体の捜索・収容に関する こと (6) 危険箇所の警戒巡視に関する こと (7) 地域住民への避難指示等の伝達に関する こと (8) 被災状況等の把握及び報告に関する こと (9) 対策情報の伝達、連絡等に関する こと
			八幡浜地区施設事務組合消防本部・消防署 伊方分署、三崎分署 (1) 退避及び避難等の誘導指示に関する こと (2) 住民の避難輸送に関する こと (3) 防災関係機関との連携、連絡、調整に 関 する こ と 警備班(団本部) (1) 退域及び避難等の誘導指示に関する こと (2) 防災関係機関との連絡・調整に関する こ と 誘導班(各分団) (1) 退域、避難等の誘導及び確認に関する こ と

第2節 通信連絡

風水害等対策編第3章第3節「通信連絡」を準用するものとするが、大規模地震発生時には、建物の倒壊に伴う通信施設の損壊や地盤の揺れ等による中継所等通信関連施設の破壊が予想されるため、町、県及び各防災関係機関等は、代替施設の確保などの効果的な応急対策を実施する。

災害時の無線局運用に当たっては、通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じて通信統制を行うなど、通信に支障をきたすことのないよう努める。

1 町防災行政無線

町に設置する防災行政無線（同報系）の設備に障害が発生した場合、部品交換による迅速な対応が行えるよう保守用部品の確保に努めるとともに、平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど、保守管理体制の確立を図る。

2 県防災通信システム

- (1) 県防災通信システム（衛星系・地上系）施設に障害が発生した場合、予備機切り替え等により回線を確保し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。
- (2) 県防災通信システム（衛星系・地上系）施設の障害に対し、部品交換による迅速な対応が行えるよう保守用部品の確保に努めるとともに、平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

第3節 情報活動

町及びその他関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有する。

1 情報活動の強化

(1) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、地震による人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。ただし、県へ連絡できない場合、国（総務省消防庁経由）へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

(2) 情報活動における連携強化

ア 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部（県災害警戒本部）と各地方本部又は支部、地方本部又は支部と町対策本部の各相互間のルートを基本として、警察署及び各防災関係機関と密接な連携の下に行う。

イ 情報活動における連携強化のため警察署は、必要に応じて地方本部及び町対策本部に警察官を派遣するものとし、地方本部も必要に応じて町対策本部に職員を派遣する。

2 災害情報等の収集連絡

(1) 国（気象庁）の地震情報等

ア 地震情報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震の活動状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

なお、大津波警報については特別警報に位置付けられる。

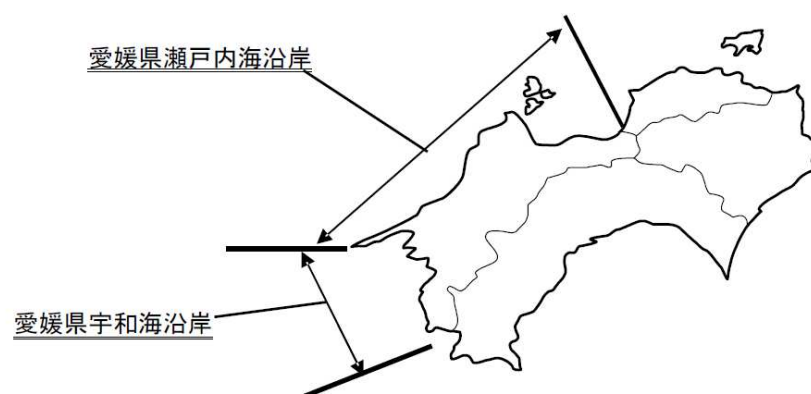
(ア) 下の図に示す県内の津波予報区（伊方町は愛媛県瀬戸内海沿岸及び愛媛県宇和海沿岸）

に大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合

(イ) 県内で震度1以上を観測した場合

(ウ) 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合

(エ) その他必要と認める場合



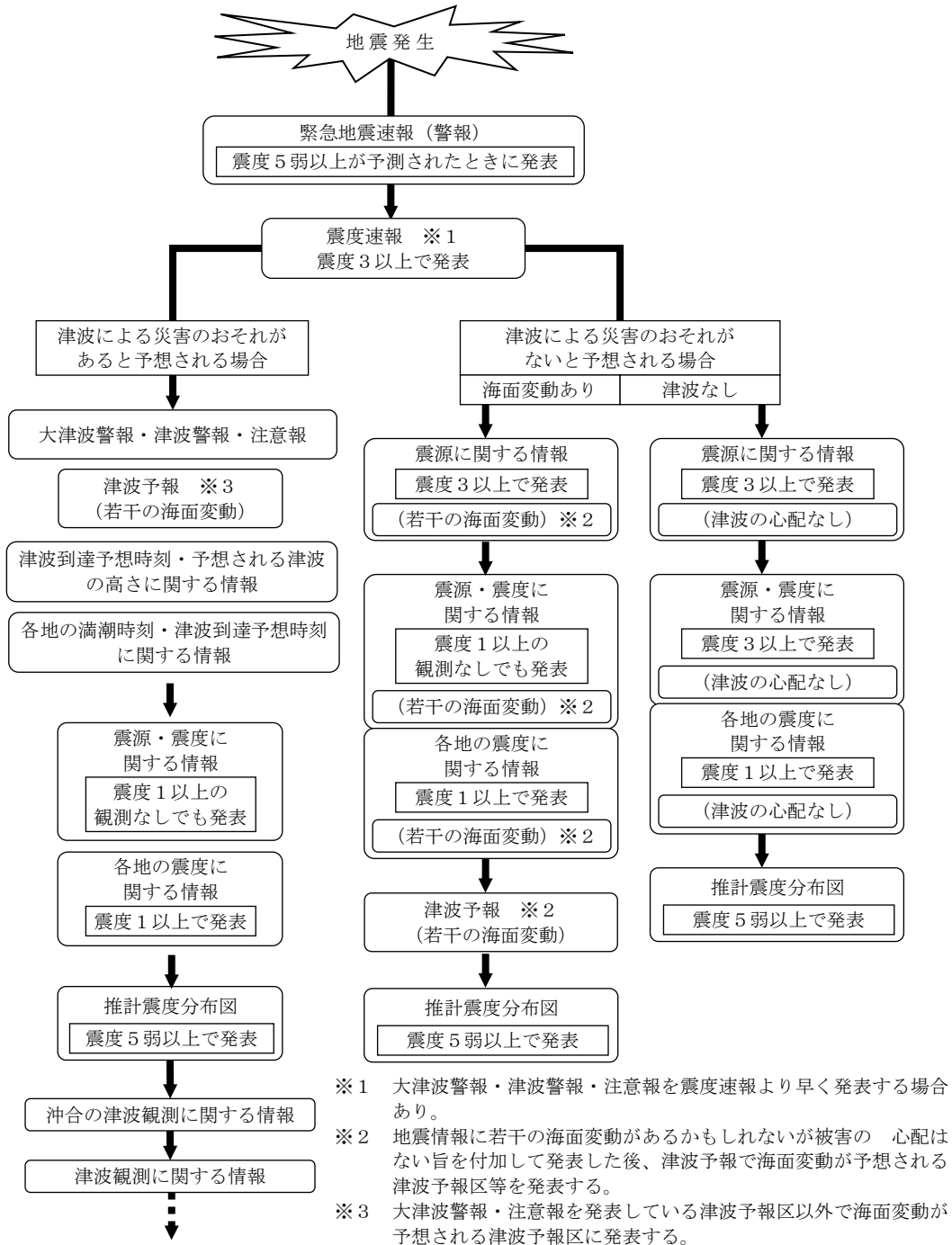
イ 情報の種類

気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報、地震情報等で、内容については、資料編「大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容」に示すとおりである。

資料編・大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容

ウ 情報の流れ

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、次のとおりである。



エ 緊急地震速報

(ア) 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

内容については資料編「大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容」による。

(イ) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、県、市町等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）全国瞬時警報システム（J-A L E R T）経由による市町の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

オ 情報の伝達系統

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の伝達系統は資料編「大津波警報・津波警報・津波注意報等及び地震・津波に関する情報の伝達系統図」とおりとする。

資料編・大津波警報・津波警報・津波注意報等及び地震・津波に関する情報の伝達系統図

(2) 町の処理すべき情報の種類

ア 地震情報等の受理・伝達・周知

(ア) 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される地震に関する情報等は、町対策本部（町対策本部設置前においては総務課）において受理する。

(イ) 受理した情報については、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、緊急速報メール、Lアラート、ソーシャルメディア、消防無線、広報車、地域による連絡網など多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。状況によっては、県を通じて報道機関に緊急放送を依頼し、住民への周知徹底を図る。

イ 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況により被害概況を早期に把握するとともに、町職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなどにより、迅速かつ正確な情報の収集に努める。

(ア) 被害状況

(イ) 避難指示、緊急安全確保の発令又は警戒区域設定状況

(ウ) 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況

(エ) 物資の価格、役務の対価動向

(オ) 金銭債務処理状況及び金融動向

(カ) 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況

(キ) 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況

(ク) 観光客等の状況

(ケ) 県の実施する応急対策の実施状況

3 情報の収集

町対策本部は、地震による被害規模の早期把握のため、防災行政無線、消防無線、衛星携帯電話、県災害情報システム、震度情報ネットワーク等、多様な通信手段により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

- (1) 各地区における初期の情報収集は、自主防災組織等に協力を求めて実施する。
- (2) 勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地区における被害概況について、情報収集を行う。
- (3) 地震発生後、直ちに町民課を中心とした職員、消防団による被害調査班を派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。
- (4) 電話その他通信施設又は被害調査班、地域住民（区長、自主防災組織等）及び警察から情報を収集する。
- (5) 甚大な被害を受け、町対策本部への参集が困難な職員は自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。
- (6) 被災状況を確認するため、町所有の防災情報カメラや小型無人航空機（ドローン）を活用し情報収集に努める。

資料編・伊方町防災情報カメラ設置状況

- (7) 地震により甚大な被害が予想される場合、町長は、南予地方局八幡浜支局を通じて、県、県警察本部、第六管区海上保安本部、自衛隊及びヘリコプターを所有する各機関に対し、情報収集のための偵察活動を要請するものとする。
- (8) 被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能なとき、又は専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関の応援を求めて実施するものとする。また、情報の収集、調査については、警察、県及び関係機関と十分連絡をとる。
- (9) 町は、被害状況を収集、把握するため、関係各機関と連携し、各種被害を確実に、迅速に入手又は提供する体制を整備する。各種被害ごとの担当部及び協力関係機関は、次のとおりである。

被害等の区分	担当部	協力関係機関
総合被害	総務部	—
町有財産被害	総務部	—
商工業関係被害	産業建設部	伊方町商工会
火災発生	総務部 消防部	八幡浜地区施設事務組合消防本部
水防情報	総務部 消防部	八幡浜地区施設事務組合消防本部 南予地方局八幡浜土木事務所
医療、衛生施設被害	町民部	八幡浜医師会 収集委託業者
社会福祉施設被害	保健福祉部	民生児童委員 社会福祉協議会 社会福祉協会
住家等一般被害	産業建設部	区長 伊方町建設振興会

被害等の区分	担当部	協力関係機関
土木施設被害	産業建設部	南予地方局八幡浜土木事務所 伊方町建設振興会
農林水産業関係被害	産業建設部	西宇和農業協同組合 八幡浜漁業協同組合 愛媛県漁業協同組合
水道関係被害	上下水道部	南予水道企業団 給水装置工事事業者
教育関係被害	教育部	—

注 上記のほか、ライフライン関係被害は、それぞれの事業者から入手するとともに、町の被害状況を伝達する。

4 情報の伝達

町と県との情報の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）や県災害情報システムをはじめ、多様な通信手段を活用して行う。

また、町は、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、緊急速報メール、Ｌアラート、ソーシャルメディア、消防無線、広報車、地域による連絡網など多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。

状況によっては、県を通じて報道機関に緊急放送を依頼し、住民への周知徹底を図る。

5 報告及び要請事項の処理

(1) 県等への報告責任者

災害報告の責任者は、総務課長とする。

(2) 報告すべき災害の範囲

ア 災害救助法の適用基準に合致するとき。

イ 町が災害対策本部を設置したとき。

ウ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき。

エ その他特に県から報告の指示をされたとき。

(3) 町対策本部は、被害状況のほか、要請事項や町の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し、報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

また、町内で震度５強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡が付き次第、県災害対策本部（県災害警戒本部）にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 町の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び町内で震度５強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部（県災害警戒本部）及び直接消防庁へも、原則として、覚知後

30分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、町は第一報後も引き続き報告を行う。

(4) 報告の方法

報告は、次の方法により行うものとする。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告するものとする。

- ア 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- イ 電話
- ウ インターネット
- エ 県災害情報システム

(5) 報告の内容と時期

報告については、資料編 災害の被害認定基準により、次のとおり行うものとする。

ア 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、町及び防災関係機関が災害を覚知したとき、直ちに即報するものとする。

なお、報告に当たっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告様式」（様式第1号）に示す事項について報告することとし、特に人的及び家屋被害を優先して報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、「中間報告・最終報告様式」（様式第2号の(1)及び様式第2号の(2)）に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するため、一連番号を付して、報告時刻を明らかにするものとする。

なお、報告に当たっては、八幡浜警察署等と密接な連絡をとりながら行うものとする。

ウ 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「中間報告・最終報告様式」（様式第2号の(1)及び様式第2号の(2)）により行うものとする。

エ その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、町は直ちに報告するものとする。

- (ア) 町対策本部（水防本部等を含む。）を設置又は解散したとき。
- (イ) 町長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- (ウ) 高齢者避難等、避難指示、緊急安全確保の発令を行ったとき。

資料編・別表（災害の被害認定基準、様式第1号、様式第2号）

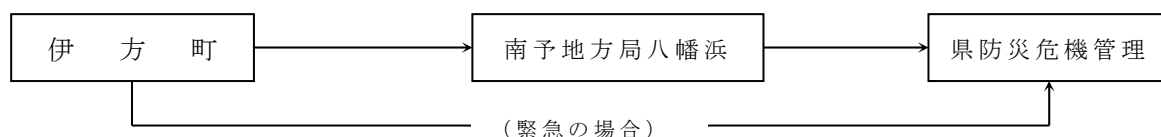
(6) 報告系統

ア 県への報告

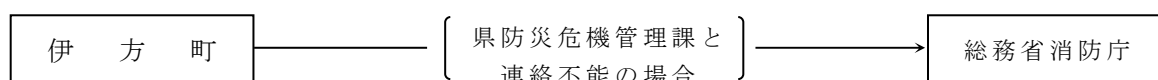
「発生報告」、「中間報告」、「最終報告」、「その他即報事項」は、南予地方局八幡浜支局を経由して、県防災危機管理課に報告する。

イ 緊急を要する場合等の報告

- (ア) 情報は南予地方局八幡浜支局を経由して県に報告することを原則とするが、緊急を要する場合には、県防災危機管理課に直接報告する。



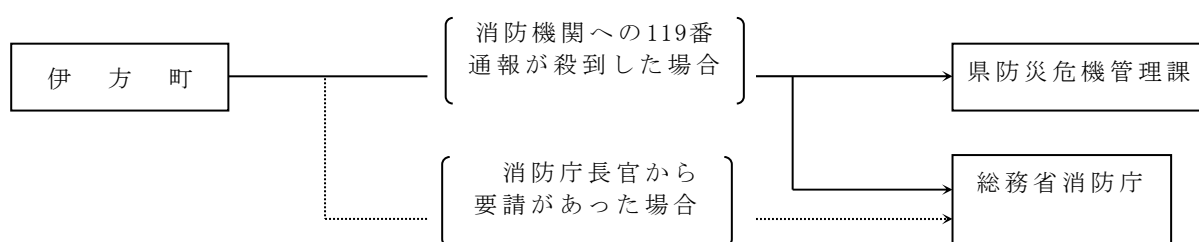
- (イ) 県防災危機管理課との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。なお、県防災危機管理課と連絡がとれるようになった場合は、県防災危機管理課に報告するものとする。



- (ウ) 消防庁の定める「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときには、町は、第一報を県防災危機管理課に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、把握できた範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、町は、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (エ) 町（消防機関を含む。）は、災害が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに県防災危機管理課及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、町は第一報後も引き続き報告を行う。

また、119番通報の状況等、当該非常災害の規模を把握するために必要な情報を積極的に収集し、県防災危機管理課等に報告する。



(消防庁への報告先)

区分		平日 (9:30～18:15) ※総務省消防庁応急対策室	左記以外 ※総務省消防庁宿直室
回線別	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	63-90-49013	63-90-49102
	F A X	63-90-49033	63-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	64-048-500-90-49013	64-048-500-90-49102
	F A X	64-048-500-90-49033	64-048-500-90-49036

(県への報告先)

機 関 名	連 絡 窓 口	区 分		番 号
愛媛県	県民環境部 防災局防災危機管理課	N T T回線	電 話	089-912-2318 089-941-2160 (夜間・休日)
			F A X	089-941-2160
		県防災通信 システム	地上系電話	77-500-0-2318
			防災電話	500-301～500-304 500-311～500-314 500-321～500-324
			地上系 F A X	501-201～500-203 501-211～500-214 501-221～500-224 501-231～500-234
			衛星	携帯電話 00-870-776397660
南予地方局 八幡浜支局	総務県民室	N T T回線	電 話	0894-22-4111
			F A X	0894-24-6271
		県防災通信 システム	地上系電話	77-505-0-207/208
			防災電話	505-22～505-24 505-31～505-34
			地上系 F A X	505-21
		衛星	携帯電話	00-870-776397661

6 大規模災害時における市町の行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震が発生した場合、町における行政機能について、チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、町及び県は、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、報告するものとする。

なお、県から総務省市町村課へは、F A Xにより報告するものとする。

総務省市町村課 F A X 03-5253-5592

7 報道機関への情報伝達

(1) 実施担当者

総務部が行うものとする。

(2) 報道機関に対する発表及び依頼事項

災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難情報の発令及び注意事項等を取りまとめ、適宜報道機関に発表するとともに、住民へ周知徹底の必要のある事項については、緊急放送を依頼するものとする。

8 発見者の通報義務

- (1) 災害の発生又は災害が発生するおそれがある異常な現象（著しい降雨雪、異常水位、地すべり、なだれ、火災等）を発見した者は、最寄りの町機関、消防署、警察署、海上保安部へ通報する。

- (2) 発見者により通報を受けた機関は、調査できるものについては直ちに調査するとともに、県（南予地方局八幡浜支局）、松山地方気象台、警察、その他の防災関係機関に通知する。

第4節 広報活動

地震による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関、県及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

風水害等対策編第3章第5節「広報活動」を準用するものとするが、「広報事項」については、次のとおりとする。

1 広報事項

主な広報事項は、次のとおりとする。

- (1) 町対策本部設置に関する事項
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 余震等に関する地震情報及び注意の喚起
- (4) 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- (5) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所等
- (7) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (8) 通機関の運行状況及び交通規制の状況
- (9) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (10) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (11) 防疫に関する事項
- (12) 医療救護所の開設状況
- (13) 被災者等の安否情報
- (14) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (15) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (16) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (17) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (18) 災害復旧の見込み
- (19) 被災者生活支援に関する情報

第5節 災害救助法の適用

風水害等対策編第3章第6節「災害救助法の適用」を準用する。

第6節 避難活動

大規模地震発生時においては、家屋倒壊や火災、崖崩れ、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

なお、住民に対し避難を求めるに当たっては、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施することのほか、地域の防災活動に参加することをあわせて啓発する。

1 避難指示等の基準

(1) 町長

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったときに高齢者等避難を発令する。

さらに、町の区域において災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、緊急安全確保に関する措置を指示する。これらの場合、町長は、直ちに南予地方局八幡浜支局を通じて知事に報告する。

(2) 警察官又は海上保安官

町長が避難の指示若しくは緊急安全確保措置の指示を行うことができないと認めるとき、又は町長から要請があったときは、住民に対して避難の指示又は緊急安全確保措置の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにこれらの指示をした旨を町長に通知する。

(3) 知事又はその命を受けた職員

知事又はその命を受けた職員は、災害の発生により町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって避難の指示、又は緊急安全確保措置の指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。

(4) 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講ずる。

2 避難指示等の内容

高齢者等避難又は避難指示等の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品
- (6) 避難行動における注意事項

3 避難指示等の伝達方法

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、町は対象地域の住民に対して、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網等、多様な手段を活用し、避難情報等の確実な伝達に努めるほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。

また、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき避難誘導を行う。

なお、町長はこれらの指示等を行った場合は速やかにその旨を知事に報告する。

4 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

なお、警戒区域の設定については、警察署、八幡浜地区施設事務組合消防本部、消防団等関係機関と連絡調整を図っておくものとする。また、警戒区域を設定した場合には、立入の制限、退去の確認を行うとともに、避難等に支障のないよう縄を張るなど立入禁止の措置を講ずるものとする。

(1) 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内 容（要件）	根 拠
町 長	災 害 全 般	災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条第1項
知 事	災 害 全 般	町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき	災害対策基本法第73条
警 察 官	災 害 全 般	災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合で、その必要が認められるが、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
海 上 保 安 官	災 害 全 般	災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合で、その必要が認められるが、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、またこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災 害 全 般	町長若しくは町長の委任を受けた町の吏員、警察官又は海上保安官がその場にいない場合	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	火 災	火災の現場において、消防活動の確保を主目的に設定	消防法第28条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪 水 高 潮	水防上緊急の必要がある場合において、水防活動の確保を主目的に設定	水防法第21条

(注) 警察官は消防法第28条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

(2) 注意事項

ア 町長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項の規定に基づいて町の吏員に委任することができる。ただし、組合消防の場合、関係職員を町職員に併任しなければ、職権を委任できない。

イ 警戒区域内への立入禁止、当該住民の退去措置等の方法については、関係機関と協議して定めておくものとする。

ウ 実際に警戒区域を設定した場合は、縄張り等により警戒区域の表示をしておき、避難等に支障のないよう措置しておくものとする。

エ 町長、警察官及び海上保安官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(3) 指定行政機関等による助言

町は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

5 避難の方法

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができる。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

災害の状況により異なるが、指定緊急避難場所等への避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織等の単位ごとに集団避難方法により、町職員、消防団又は警察官の誘導の下、原則として次により避難を行う。

また、外国人、旅行者等に対しても、災害・避難情報の提供（外国人向けの多言語による情報発信を含む。）に努め、確実な避難誘導を行う。

なお、診療所、社会福祉施設、保育所等、多数の病人、高齢者、乳幼児を収容している施設にあっては、平常時において避難計画を立て、町役場、自主防災組織、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。

(1) 避難指示等が発令された要避難地区で避難を要する場合

ア 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて救出・救護・消火・情報収集を行う。

ウ 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により指定緊急避難場所、指定避難所等へ避難する。

エ 指定緊急避難場所へ避難した住民等は、当該避難場所にも危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導の下に、他の安全な避難場所へ避難する。

(2) その他の任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

特に、山・崖崩れの危険が予想される地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

6 避難道路の確保

町は、避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

7 指定避難所等の設置及び避難生活

(1) 基本方針

町は受入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講ずる。受入れに当たっては、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

また、指定避難所等の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、共有するよう努める。

(2) 指定避難所の開設

町は、避難が必要になった場合、直ちに指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。開設に当たっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するよう努める。

なお、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

指定避難所管理職員については、必要により他部の応援を得るものとする。

(3) 避難生活者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

(4) 設置場所

町は、「町地域防災計画」に定めた指定避難所を設置する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

ア 津波や山・崖崩れの危険のない地域に設置する。

イ 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認の上、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

(ア) 学校、体育館、公民館等の公共建築物

(イ) あらかじめ協定した民間の建築物

(ウ) 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

ウ 要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設する。また、その状況に応じて受け入れるための社会福祉施設等の確保や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。

エ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。

オ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあっせんを要請する。

資料編・避難場所及び避難所一覧

(5) 設置期間

町長は、地震情報、降雨等による災害発生危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

(6) 指定避難所等の運営

ア 町は、避難者、住民、自主防災組織、学校等避難所施設の管理者、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

イ 指定避難所等には指定避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。また指定避難所等の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難生活の運営に当たっては、要配慮者に配慮する。

エ 自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して町に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

オ 町は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。

カ 町は、指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握や仮設トイレやマンホールトイレ

レを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するように努め、必要な対策を講ずる。また、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。

キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

ク 町は、必要に応じ、指定避難所等における受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

ケ 町は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。

コ 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮する。さらに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営管理に努める。

サ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ等の配置の工夫、照明の増設や注意喚起のためのポスター掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

シ 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所等の早期解消に努める。

ス 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。

セ 指定避難所等の運営に当たっては、指定避難所等で生活する避難者だけでなく、避難所以外で避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

ソ 町は、県や国際交流協会等と連携（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携）し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

8 指定避難所等への町職員等の配置

町が設定した指定緊急避難場所及び指定避難所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。そ

の際、女性の参画促進に努める。

9 指定避難所等における町職員等の役割

(1) 町職員

指定避難所等に配置された町職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を行う。

- ア 被災者の受入れ
- イ 被災者に対する食料、飲料水の配給
- ウ 被災者に対する生活必需品の供給
- エ 負傷者に対する医療救護
- オ 高潮・火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
- カ 避難した者の掌握
- キ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は指定避難所等への受入れ

(2) 指定避難所等の所有者又は管理者

町が設定した指定避難所等を所有し又は管理する者は、指定避難所等の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

10 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

町、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

町、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

11 避難状況の報告

町対策本部は、指定避難所等を開設した場合、速やかにホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して住民に周知するとともに、南予地方局八幡浜支局を経由して県災害対策本部（県災害警戒本部）をはじめ、八幡浜警察署、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努め、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に

努め、把握した情報について、町に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部（災害警戒本部）に依頼する。

12 災害救助法に基づく措置基準

指定避難所設置における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

13 帰宅困難者への対応

町、県及び民間事業者等は連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- (1) 町及び県は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 町及び県は、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- (3) 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

第7節 緊急輸送活動

風水害等対策編第3章第8節「緊急輸送活動」を準用する。

第8節 交通応急対策

風水害等対策編第3章第9節「交通応急対策」を準用するものとするが、地震発生時の自動車運転者のとるべき措置について次のとおり定め、陸上交通の確保に努める。

1 緊急地震速報を覚知した時及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させる。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難のために車両を使用しない。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかに車両の移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官等の指示に従わなかったり、運転者が現場にいなかったりした場合に警察官等が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

第9節 孤立地区に対する支援活動

風水害等対策編第3章第10節「孤立地区に対する支援活動」を準用する。

第10節 消防活動

大規模地震発生時には、家屋倒壊、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、町はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても出火防止と初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組むとともに、従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

風水害等対策編第3章第11節「消防活動」を準用するものとするが、八幡浜地区施設事務組合消防本部及び消防団の活動においては、次のことにも留意する。

1 八幡浜地区施設事務組合消防本部の活動

(1) 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を次により行い、安全な場所へ搬送する。

ア 震災時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行う。

イ 震災時には、外傷のほか骨折、出血及び火傷等傷害の種類も多く、また、軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど、効率的な出動・搬送を行う。

ウ 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが救命率向上のキーポイントとなるため、八幡浜保健所、愛媛県医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら、救急救助活動を行う。

エ 震災時は道路交通確保が困難なため、消防署、消防団詰所、駐在所、民間の工場等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。

オ 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

2 消防団の活動

消防団は、地震災害時、原則として八幡浜地区施設事務組合消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して消防活動を行うものとする。ただし、消防隊出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮の下、消火活動等を行う。

また、地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し、出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火に当たる。

第11節 水防活動

風水害等対策編第3章第12節「水防活動」を準用するものとするが、大規模地震発生時には、津波の発生等により甚大な被害が予想されるため、町はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても、その全機能をあげて水防活動に取り組むとともに、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

地震による洪水に対する水防活動の概要は次のとおりである。

1 水防管理者及び水防管理団体の活動

- (1) 洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者、滞在者等に対し、避難のため立ち退きを指示することができる。

なお、水防管理者（町長）が立ち退きを指示する場合においては、その旨を八幡浜警察署長に通知する。

- (2) 水防管理者（町長）、水防団長（消防団長）又は消防長は、情報の収集に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。
- (3) 河川、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

2 水防活動の応援要請

- (1) 住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させる。

- (2) 警察官の応援

水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認められるときは、八幡浜警察署長に対して警察官の出動を求める。

- (3) 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

ア 水防管理者（町長）は、水防法第23条の規定により、緊急の場合、必要に応じ他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を求めることができる。

イ 隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関して相互協定し、水防計画に定める。

- (4) 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、また水防管理者（町長）は知事を通じ、陸上自衛隊松山駐屯地司令に災害派遣を要請する。

第12節 人命救助活動

風水害等対策編第3章第13節「人命救助活動」を準用するものとするが、地震時には広域的に多数の負傷者の発生が予想されるため、八幡浜地区施設事務組合消防本部及び消防団は、住民の協力を確保するとともに、医師会、日本赤十字社愛媛県支部、警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動に当たるとともに、従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

また、町は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた場合は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

さらに、自主防災組織の活動における海岸地域の避難誘導については、津波の危険がないか確認しながら実施する。

第13節 死体の搜索・措置・埋葬

風水害等対策編第3章第14節「死体の搜索・措置・埋葬」を準用する。

第14節 食料及び生活必需品等の確保・供給

風水害等対策編第3章第15節「食料及び生活必需品等の確保・供給」を準用するものとするが、地震災害時には、家屋の倒壊、焼失、津波等の切迫した状況の中で、多くの住民が極度の混乱状態となるおそれがあり、このような混乱状態を解消し、被災者の生活の安定及び社会経済活動の早期回復のため積極的に行う。

特に被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

第15節 飲料水の確保・供給

風水害等対策編第3章第16節「飲料水の確保・供給」を準用する。

第16節 医療救護活動

風水害等対策編第3章第17節「医療救護活動」を準用するものとするが、地震災害時には、家屋の倒壊、焼失、津波等の切迫した状況の中で、多くの住民が極度の混乱状態となるおそれがあり、このような混乱状態を解消し、被災者の生活の安定及び社会経済活動の早期回復のため積極的に行う。

第17節 防疫・保健衛生活動

風水害等対策編第3章第18節「防疫・保健衛生活動」を準用する。

第18節 廃棄物等の処理

風水害等対策編第3章第19節「廃棄物等の処理」を準用するものとするが、応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の倒壊、焼失及び解体によって発生する災害廃棄物を災害廃棄物処理計画に従って迅速・適正に処理する。概要は次のとおりである。

1 町の活動

(1) 災害廃棄物処理対策組織の設置

町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

(2) 情報の収集

町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し、県に報告する。

- ア 家屋の倒壊に伴う解体件数
- イ 廃棄物処理施設等の被災状況
- ウ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- エ 仮置場、仮設処理施設の確保状況

(3) 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

(4) 仮置場、仮設処理施設の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理施設を確保する。

(5) 住民への周知

災害廃棄物の搬入場所及び搬入時期、分別方法などを速やかに住民に周知する。

(6) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

(7) 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理施設及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

(8) 災害廃棄物の処理の実施

被災状況を勘案した上で、県が示す処理計画や事前に策定した町災害廃棄物処理計画に基づき、町災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を実施する。

(9) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

(10) NPO・ボランティア等との連携

災害廃棄物等の搬出に関し、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携する。

2 事業者の活動

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

3 住民の活動

- (1) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法にて搬出等を行う。
- (2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

第19節 障害物等の除去

風水害等対策編第3章第20節「障害物等の除去」を準用する。

第20節 動物の管理

風水害等対策編第3章第21節「動物の管理」を準用する。

第21節 応急住宅対策

風水害等対策編第3章第22節「応急住宅対策」を準用するものとするが、地震により、建築物等が被害を受けたときは、その後の余震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

1 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施

- (1) 町は、公益社団法人愛媛県建築士会等建築関係団体の協力を得て、地震被災建築物応急危険度判定士等により、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 町は、被災宅地危険度判定士等により被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- (3) 住民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認するとともに、必要な措置を講ずる。

第22節 応急教育活動

風水害等対策編第3章第23節「応急教育活動」を準用する。

第23節 要配慮者に対する支援活動

風水害等対策編第3章第24節「要配慮者に対する支援活動」を準用するものとするが、特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第24節 ボランティア等への支援

風水害等対策編第3章第25節「ボランティア等への支援」を準用する。

第25節 応援協力活動

風水害等対策編第3章第26節「応援協力活動」を準用する。

第26節 消防防災ヘリコプターによる支援活動

風水害等対策編第3章第27節「消防防災ヘリコプターによる支援活動」を準用する。

第27節 自衛隊への災害派遣の要請

風水害等対策編第3章第28節「自衛隊への災害派遣の要請」を準用する。

第28節 ライフラインの確保

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、町及び各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、国、県、町は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、GISの活用等による情報提供に努める。

なお、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や指定避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧等を優先して行う。

1 水道施設（町上下水道課、南予水道企業団）

(1) 緊急要員の確保

緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の水道事業者に応援を要請する。

(2) 応急復旧

災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。また、配管の仮設等による応急給水に努める。

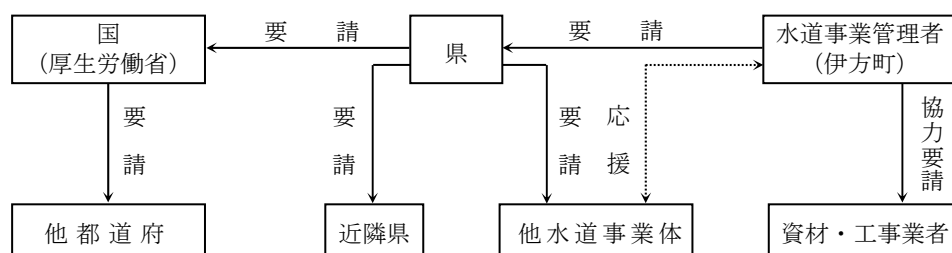
(3) 応援要請

町のみでは応急復旧が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、県を通じて、他の市町に支援を要請する。

(4) 重要施設への優先的復旧

防災関係機関、医療機関について優先的に復旧を図る。

応援要請等系統図



2 下水道施設（町上下水道課）

町は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずるものとする。

(1) 管渠

周辺住民に対して、一次的に下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、設備等の被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

(2) 終末処理場、ポンプ場

本復旧までの一次的な処理機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの変更、仮設沈殿地などの応急復旧を実施する。

被害が甚大な場合は、住民に対して下水道の使用を中止するよう広報する。

3 電力施設

電気事業者は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

(1) 災害対策組織の編成

電気事業者は、震災時に、直ちに定められた防災体制を確立する。

(2) 電力供給の確保

電気事業者は、電力供給施設に災害等が発生し、停電した場合は、迅速に復旧を行うとともに、速やかに電力供給施設等の被害状況の調査を行い、被害の拡大防止と応急復旧等電力供給に必要な措置を講ずる。

なお、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講ずる。

(3) 他電力会社間の電力融通

震災時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他地域からの融通等により供給力を確保する。

(4) 災害時における広報

電気事業者は、被害状況及び措置に関して関係機関に連絡するとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を行う。

(5) 対策要員等の確保

電気事業者は、防災業務計画による出動体制に基づき対策要員を確保するとともに、交通途絶等により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

(6) 災害復旧用資機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

(7) 広域応援体制の確立

電気事業者は、対策要員や復旧資機材の確保、電力の融通などの応急対策に関し、広域応援体制をとるよう努める。

(8) 危険予防措置

送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(9) 設備の応急復旧

電気事業者は、次のとおり各種設備の応急復旧を行う。ただし、電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

なお、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明らかにするよう努める。

ア 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用により復旧する。

エ 配電設備

応急復旧工法標準マニュアルにより迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

オ 通信設備

移動無線機、可搬型衛星通信設備等の活用により通信回線を確保する。

4 原子力発電施設による電力供給確保対策

(1) 基本方針

国、県及び四国電力株式会社等の関係機関は、地震発生時における原子力発電所の安全確保対策について万全を期する。

なお、原子力防災対策については、伊方町地域防災計画（原子力災害対策編）により実施する。

(2) 四国電力の安全確認

伊方発電所においては、地震を検知した場合は、直ちに運転員が中央制御室の計器により運転状況を確認するとともに、検知された地震の加速度に応じて設備の巡視点検を行う。

なお、異常が発見された場合は、伊方発電所原子炉施設保安規定に基づき、原子炉を手動停止する等の必要な措置を講ずるとともに、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、速やかに関係機関へ連絡する。

(3) 国の安全確認

伊方発電所に常駐している原子力規制委員会、原子力規制庁、原子力保安検査官は、運転管理状況を確認するとともに、必要な指導を行う。

(4) 通報連絡計画

伊方発電所から関係機関への通報連絡については、次の通信設備や経路を確保して的確に行う。

ア 県や町などとの間に設置している直通専用回線（NTT専用回線）及び県防災行政無線

イ 経路、種類の異なる通信系統（マイクロ波無線2系統、光通信1系統）を多重設置している
四国電力保安用電話回線

ウ 携帯電話

5 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 西日本電信電話株式会社

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供

(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等) する。

ア 通信の非常疎通措置

- (ア) 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ、災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。
- (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨時に利用制限等の措置を行うほか、災害用伝言ダイヤルサービスを提供する。
- (ウ) 非常緊急通話又は非常緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (エ) 警察、消防、鉄道通信、その他の諸官庁が設置する通信網との連携をとる。
- (オ) 携帯電話や他事業者網と固定網の優先接続の引継ぎの実施による重要通信の確保を行う。

イ 通信の途絶措置

- (ア) 衛星通信無線車、可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の復旧を図る。
- (イ) 電力設備被災局には、移動電源車を使用し、復旧を図る。
- (ウ) 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置により復旧を図る。

ウ 被災地の情報伝達支援

- (ア) 災害救助法が適用された地域については、特設公衆電話を設置するとともに、停電時には公衆電話の無料化を図る。
- (イ) 行政やボランティア等から発信される情報や被災者からの情報を円滑に伝達させるため、日常使用しているコンピュータネットワークの復旧を図る。

エ 設備等の応急復旧

- (ア) 被災した電気通信設備等は、被災状況に応じた復旧工事を実施し、優先的に重要通信を確保する。
- (イ) 災害発生後、速やかに被害状況把握や緊急回線作成を行うため、N T T西日本四国事業本部で約200名（N T T西日本四国支店で約60名）程度のレスキュー隊が編成できるよう復旧要員を登録している。
- (ウ) アクセス系の被災状況を半日間で大まかに推定、4日程度で被災設備を完全に把握できるようにしている。

(2) 株式会社N T Tドコモ

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講ずる。

ア 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置をとる。

(3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講ずる。

ア 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置をとる。

イ 被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

(4) K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

- ア 電気通信施設の整備及び保全
- イ 災害時における電気通信の疎通
- ウ 災害用伝言板サービスの提供

6 ガス施設（液化石油ガス販売業者）

(1) 災害対策本部体制の確立

地震により地域に甚大な被害が発生した場合、災害の応急復旧に取り組むため、事業者団体は災害本部体制を確立する。

(2) 緊急対応措置

災害発生後、次の職務を行う。

ア 被災状況の確認

被害状況の確認は、緊急度が高く、かつ、L P ガス貯蔵量が大である施設を原則としてあらかじめ定められた順位に従って行う。

また、確認方法は、目視によって行う。

イ 二次災害防止のための措置

確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、供給停止又は容器の撤去を行う。

L P ガス施設が冠水した地域では、目視による確認で異常が認められない場合でも、設備に異常がないと確認されるまでは、ガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

ウ 供給再開のための安全点検

目視による確認の結果、さらに安全点検を行う必要が認められた設備及び冠水したL P ガス設備すべてを対象に安全点検を実施する。

安全点検は、供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、あらかじめ定められた順位に従って行う。

(3) 消費者への周知

安全点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生したときや漏えい等の異常が認められた場合にとるべき措置についても、周知徹底を図る。

7 廃棄物処理施設

施設の早期復旧に努めるとともに、「本章第18節 廃棄物等の処理」のとおり、ごみ及びし尿の収集・運搬・処分を適切に行う。

第29節 公共土木施設等の確保

公共土木施設等における復旧対策のため、発災後、直ちに専門技術者により所管する施設・設備の調査を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に応急復旧を速やかに行うものとする。

また、地震活動あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。

さらに、町内土木工事業者等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、交通規制等に必要の人員、資機材等について確保に努めるものとする。

なお、必要に応じ、報道機関や住民に対して緊急物資の輸送拠点、緊急輸送道路及び公共土木施設の状況等の情報を提供するものとする。

1 道路施設

町及びその他道路管理者は、管理する道路について、早急に被災状況を把握し、県等へ報告するほか、復旧活動の支援に資することを勧告して、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努めるものとする。

道路が被災したときは、被災状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事など所要の応急措置を講ずるものとし、道路等が損壊し、迂回路がない場合は、仮設道路の設置など早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 海岸保全施設

町が海岸管理者となっている堤防や護岸の崩壊等について、浸水被害及び施設の増破を防ぐ処置を講ずるとともに、水門等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

また、海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

3 河川管理施設

町及び河川管理者は、堤防や護岸の崩壊等について浸水被害及び雨水の浸透等による増破を防ぐ処置を講ずるとともに、水門、排水機等の被災については、故障、停電等により運転が不能となることが予測されるため、土のう、矢板等により応急に締切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努めるものとする。

また、河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努めるものとする。

4 砂防等施設

町及び砂防施設や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の

管理者は、砂防等施設の巡回（パトロール）を行うほか、砂防ボランティアによる現地調査報告や地域住民からの連絡等により、指定地等の被害情報を収集し、関係機関に連絡するとともに、施設の点検を行う。

また、地震活動や豪雨に伴う土砂崩壊等の二次災害が発生するおそれがある場合は、危険箇所への立入禁止措置や、ビニールシートで覆うなど、必要な応急措置に努める。

砂防等施設が損壊し、二次災害のおそれのある場合は、危険性を調査し、被害の拡大防止を図るとともに、施設の機能復旧に努める。

なお、避難等が必要な場合は、関係機関に速やかに状況の連絡を行うものとする。

5 治山等施設

町及び林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、施設の巡回（パトロール）を行い、施設が設置された森林の所有者の情報連絡等により、施設等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

また、地震活動、豪雨等で山地災害等の二次災害が発生するおそれのある場合には、当該施設内への立入禁止措置等を行い、必要な応急措置に努める。

治山等施設が損壊し、二次被害のおそれがある場合には、調査点検等を行い、被害の拡大防止及び被災施設の復旧に努める。

さらに、避難等が必要な場合には、関係機関に速やかに連絡を行うものとする。

6 港湾施設

町は、地震後、早急に被害状況を把握し、県に報告するとともに、二次災害による危険性の有無、施設の使用可否の決定を行うほか、関係機関の協力を得て、危険箇所への立入禁止措置や機能欠損箇所の応急修繕、情報伝達等必要な措置を講ずるものとする。

また、港湾区域の航路等については沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物除去等に努めるものとする。

なお、港湾施設は、震災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、速やかに応急復旧を行い、海上輸送の確保に努めるものとする。

7 漁港施設

町は、地震後、直ちに漁港施設の調査を実施し、被災状況の把握、二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関に報告する。

また、漁港区域の航路等については沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物除去等に努めるものとする。

なお、震災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行うものとする。

8 農地・農林業用施設

町及び施設管理者は、施設の災害が発生したときは、災害が拡大しないように応急措置を実施するとともに、この災害に起因して二次災害を誘発しないように関係機関との連絡を密にとり、適切

な措置を講ずる。

また、交通、水利等の施設災害を緊急に復旧する必要がある場合には、少なくともその機能を維持する程度まで復旧する。

9 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

町は、地震後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認する。

また、施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

10 情報システム

町は、地震後、速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

また、情報システムに障害が生じた場合には、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第30節 海上災害応急活動

風水害等対策編第3章第32節「海上災害応急活動」を準用する。

第31節 危険物施設等の安全確保

風水害等対策編第3章第33節「危険物施設等の安全確保」を準用するものとするが、大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出その他の事故が発生した場合は、被害の拡大防止と軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 危険物施設

- (1) 町は、関係事業所の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
 - ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
 - イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
 - ウ 危険物施設の応急点検
 - エ 施設の管理責任者と連携し、災害を防止するための消防活動や救出、広報活動避難の指示等必要な応急対策の実施
- (2) 火災の防御は、八幡浜地区施設事務組合消防本部及び消防団が保有する消防力を最大限活用して実施するとともに、必要に応じ、化学消防自動車等の派遣要請等、他の機関の応援を受ける。

2 高圧ガス施設

- (1) 事業者の活動

高圧ガス施設が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講ずるとともに、消防、警察等関係機関に連絡する。
- (2) 県及び関係機関の活動

県は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認める時は、高圧ガス製造事業者、高圧ガス貯蔵事業者、高圧ガス消費事業者等に対し、施設の使用停止等の措置を講ずる。

消防等関係機関は、高圧ガス施設等に被害が及ばないよう適切な措置を講ずる。

町は、災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏えいのおそれがある場合は、所有者の意向を受け速やかに県（環境・ゼロカーボン推進課）を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に緊急対応を要請する。
- (3) 流出容器の対策

流出した容器は、容器所有者が回収し処分することが原則であるが、大規模な災害では所有者不明の容器が発生する可能性が高いため、関係団体により津波による被害発生時の容器回収の協力体制を構築しておく。

第32節 社会秩序維持活動

大規模地震発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、町は、関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

1 住民への広報

町は、各種情報の不足や誤った情報等のため、地域に流言飛語等による混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報を提供するとともに、町民のとるべき措置等について呼びかける。

2 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- (2) 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。

3 県に対する要請

町は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧対策

風水害等対策編第4章第1節「公共施設災害復旧対策」を準用する。

第2節 復興計画

風水害等対策編第4章第2節「復興計画」を準用する。

第3節 被災者等に対する支援

風水害等対策編第4章第3節「災害復旧資金」及び第4節「被災者等に対する支援」を準用する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第2節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資等の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

イ 町は、県に対して、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給を要請することができる。

食糧（乾パン、アルファ米、缶詰）、飲料水 毛布、日用品セット、テント、担架、ポータブルトイレ、医薬品

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、検討に応援を要請するものとする。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

(1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編に示す通りである。風水害等対策編第2章第15節「広域応援体制の整備」を準用する。

(2) 町は必要があるときは、前項に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

3 帰宅困難者への対応

(1) 町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

(2) 町域において、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

- (1) 町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を事前に講ずる。
- (2) 町又は堤防、水門等の管理者は、次の計画を策定し、各種整備等を行う。

ア 堤防、水門等の点検方針・計画

イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画

オ 防災行政無線の整備等の方針及び計画

2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、津波災害対策編第3章第1節「1 津波警報等の伝達」を準用する。

3 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、津波災害対策編第3章第1節「2 避難指示」を準用する。

4 避難対策等

具体的な避難対策は、本編第3章第6節「避難活動」を準用するものとするが、次の点にも留意して避難対策を講ずる。

- (1) 町は、レベル2の津波にも対応できる指定緊急避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために、必要に応じて行う屋内退避に使用する建物を明示する。

町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅の密集地において指定緊急避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

- (2) 町は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について、関係住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

ア 地域の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 指定緊急避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 指定緊急避難場所に至る経路

オ 避難指示の伝達方法

カ 指定避難所等にある設備、物資等及び指定避難所等において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 町が、指定避難所等の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項については、別途、避難所運営マニュアル等に定めるように努める。

(4) 町は、指定避難所等を開設した場合に、当該指定避難所等に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成する。

(5) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ各組織で定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(6) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

ア 町はあらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。

イ 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示が行われたときに備えて、アに掲げる者の指定緊急避難場所までの介護及び移送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定する。町は、自主防災組織を通じて、介護又は移送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

ウ 地震が発生した場合、町は、アに掲げる者を収容する施設のうち、自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(7) 外国人、出張者等に対する避難誘導等の体制は、次の事項に配慮する。

ア 消防団、自主防災組織等との連携に努める。

イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保する。

(8) 指定避難所等における救護上の留意事項

ア 町が指定避難所等において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 町は、アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 県に対し、県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

(9) 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

(10) 町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難

訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

5 消防機関等の活動

- (1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

- (2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、八幡浜地区施設事務組合消防本部の警防計画に定めるところによる。

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

警防住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとし、水道事業者の災害時等における応援要請に係る協定に基づき、水道施設に被害が生じた場合にあっては、迅速な応急対策に努める。

町では対応が困難な場合は、県に応援を要請する。

(2) 電気

電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間避難時における照明の確保が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずる。また、火災等の二次災害の防止に必要な、利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。さらに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

(3) ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

(4) 通信

通信事業者は、情報を確実に伝達するための電源を確保する。また、地震発生後、電波が輻射した場合の対策等の措置を講ずる。

(5) 放送

放送事業の管理者は、次の措置を講ずる。

ア 避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、警報等が発表される前であっても注意喚起に努めるとともに、警報等の正確かつ、迅速な報道に努める。

イ 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、防災関係機関や居住者等及び観光客等が円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

ウ 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、

施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずる。

7 交通

(1) 道路

町、県警及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところにおける交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し、周知する。

(2) 海上

第六管区海上保安本部（松山・宇和島海上保安部）は、海上交通を安全に確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所定の規制を行う。

イ 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

ウ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

8 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、診療所、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・PCなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - (イ) 学校等にあつては、当該学校等が本町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置、また、当該学校等に保護を必要とする児童・生徒等がいる場合（特別支援学級等）これらの者に対する保護の措置
 - (ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 本推進計画に定める指定避難所等又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、(1)のア又はイの掲げる措置をとるとともに、町が行う指定避難所等又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

9 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 実動部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

(4) 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等

地震に関する防災対策は、突発的に発生する地震に備えて対策を進めていくことが基本であるが、南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価され「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合には、その情報を適切に活用し、被害軽減につなげていくことが重要である。

このため、町、県及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報等に対する初動体制、情報収集及び伝達手段等を定め、防災体制の構築及び連携強化に努める。

1 南海トラフ地震に関連する情報

(1) 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や、南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ。）。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

(2) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の4種類がある。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5 ～ 30 分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^(注1) でマグニチュード 6.8 以上 ^(注2) の地震 ^(注3) が発生 ○1 か所以上のひずみ計での有意な変化 ^(注4) と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化 ^(注4) が観測され、想定

		震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり ^(注5) が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(注6) 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0以上の地震 ^(注3) が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

（注2） モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4） 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさに異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点ごと（体積ひずみ計）、成分ごと（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

（注5） ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数か月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

- (注6) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の災害応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、状況に応じて速やかに災害警戒本部または災害対策本部に移行できるよう、関係部局に対する連絡等、必要の準備を行う。

また、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担を定め、連絡体制を構築するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の災害応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

ア 町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、これを踏まえ、災害対策本部会議を開催し、地震発生から1週間（地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）は、災害対策本部体制で厳重な警戒を行う。

また、1週間経過の後、さらに1週間（地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間）は、原則として災害警戒本部体制による対応とするが、被害状況等を踏まえ、必要に応じて災害対策本部体制を継続する。

なお、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行する。

イ 町は、災害対策本部会議において、関係部局による今後の取組みを確認するとともに、住民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。

(ア) 関係部局の取組み

情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

(イ) 住民に呼びかける今後の備え

- a 住宅における安全対策の確認（家具の固定の確認等）
- b 避難場所及び避難経路の確認
- c 家族との安否確認手段の確認
- d 非常持出品や家庭における備蓄の確認等

ウ 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担、連絡体制及び災害対策本部等の設置運営方法等を定めるものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するほか、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制を整備するものとする。

- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を、具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。また、災害対策本部等からの指示事項等の伝達を迅速かつ確実に行うものとする。さらに、災害応急対策に係る措置の実施状況の報告を迅速かつ確実に行うものとする。

- (4) 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

- (5) 避難対策等

ア 町は、国からの指示が発せられた場合において、沿岸域の住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域（以下「事前避難対象地域」という。）をあらかじめ定めるものとする。また、事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え 1 週間避難を継続すべき地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）と事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え 1 週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）をあらかじめ検討するものとする。

イ 町は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を策定するものとする。

ウ 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、町の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。

エ 町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

オ 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

カ 指定避難所の設置及び運営は、本編第3章第6節「避難活動」に準ずる。

- (6) 消防機関等の活動

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

(7) ライフライン関係事業者の活動

町は、必要な体制及び安全を確保し、後発地震の発生に備えて必要な措置を講ずるものとし、その実施体制を定めておくものとする。なお、ライフライン関係事業者のとの応急対策については、本編第3章第28節「ライフラインの確保」に準ずる。

(8) 交通

ア 道路

町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するための体制を定めておく。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう周知を行うものとする。

イ 海上

港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

また、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

(9) 町自らが管理等を行う道路、その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、港湾施設及び漁港施設、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、診療所、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとし、具体的な実施体制及び措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(ア) 各施設に共通する事項

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

来場者等が極めて多数の場合は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

また、指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

d 出火防止措置

e 水、食料等の備蓄

f 消防用設備の点検、整備

g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の点検、整備

h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

b 港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発

生に備えて講ずるべき措置

- c 診療所においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
 - d 学校等にあつては、児童・生徒等に対する保護の方法及び事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
 - e 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法及び事前避難
- 対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (ア) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、アの(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

 - a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - b 無線通信機等通信手段の確保
 - c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (イ) 町地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講ずるものとする。

(10) 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の災害応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害に関する会議等の設置等

ア 町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合には、これを踏まえ、災害警戒本部会議を開催し、一部割れケースにおいては地震発生から1週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、その変化が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間は、災害警戒本部体制で対応を行うものとする。

ただし、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部が設置されている場合は、災害警戒本部会議の開催に代えて災害対策本部会議を開催し、地震発生から1週間は災害対策本部体制で対応を行うものとする。

なお、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行するものとする。

イ 町は、災害対策本部会議又は災害警戒本部において、関係部局による今後の取組みを確認するとともに、住民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。

(ア) 関係部局の取組み

情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

(イ) 住民に呼びかける今後の備え

- a 住宅における安全対策の確認（家具の固定の確認等）
- b 避難場所及び避難経路の確認
- c 家族との安否確認手段の確認
- d 非常持出品や家庭における備蓄の確認等

ウ 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における情報の収集・伝達にかかる関係者の役割分担、連絡体制及び災害に関する会議等の設置運営方法等を定めるものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。
また、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

5 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時の災害応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）等の伝達等

町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合、災害応急対策に係る所要の準備を終了し、関係部局にその旨を連絡する。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

南海トラフ地震等による被害から町域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的に整備を推進する。

施設等の整備はおおむね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相互の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

- 1 建築物、構造物等の耐震化、不燃化、耐浪化
- 2 避難場所、避難経路の整備
- 3 土砂災害防止施設
- 4 津波防護施設
- 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設

- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- 7 通信施設の整備
 - (1) 防災行政無線の整備
 - (2) 衛星携帯電話の整備
 - (3) その他の通信手段の整備

第6節 防災訓練計画

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 5 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主防災組織による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- 6 訓練の実施に当たっては次の事項に配慮する。
 - (1) 津波からの避難について、津波訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。
 - (2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とする。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛防災組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 町職員に対する教育

災害対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関で行うものとする。

なお、防災教育の内容には次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は次のとおりとし、地域の実態に応じて、地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車

運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の
備蓄、家具の固定、応急手当、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措
置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

町及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。